

大島町

一般廃棄物処理基本計画

(令和7年度～令和16年度)

令和7年3月

大島町



## 目次

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 第1章 計画策定の趣旨 .....                  | 1  |
| 1. 計画策定の背景と目的.....                 | 1  |
| 2. 計画の構成.....                      | 1  |
| 3. 計画対象区域 .....                    | 2  |
| 4. 計画収集人口 .....                    | 2  |
| 5. 対象廃棄物.....                      | 2  |
| 6. 計画期間と目標年次 .....                 | 2  |
| 第2章 大島町の概要 .....                   | 3  |
| 1. 地 勢 .....                       | 3  |
| 2. 気 象.....                        | 4  |
| 3. 人口・世帯数等.....                    | 5  |
| 4. 産 業.....                        | 6  |
| 5. 土地利用の状況.....                    | 7  |
| 6. 来島者数 .....                      | 8  |
| 7. 将来の構想.....                      | 8  |
| 第3章 ごみ処理の現況 .....                  | 9  |
| 1. ごみ処理体系 .....                    | 9  |
| 2. ごみの排出量.....                     | 15 |
| 3. 資源化の状況 .....                    | 16 |
| 4. 最終処分の状況.....                    | 17 |
| 5. 過年度の評価 .....                    | 18 |
| 6. 廃棄物処理システム評価支援ツールによる比較評価 .....   | 21 |
| 第4章 ごみ処理の課題 .....                  | 24 |
| 1. 収集・運搬の課題.....                   | 24 |
| 2. 中間処理の課題.....                    | 24 |
| 3. 最終処分の課題.....                    | 25 |
| 第5章 関連計画等の整理.....                  | 26 |
| 1. 計画の性格と位置づけ.....                 | 26 |
| 第6章 将来のごみ量の予測 .....                | 27 |
| 1. 人口予測 .....                      | 27 |
| 2. 種類別ごみ排出量の予測.....                | 28 |
| 3. 資源化・リサイクル率の予測.....              | 29 |
| 4. 最終処分量の予測.....                   | 30 |
| 第7章 ごみ処理基本計画.....                  | 31 |
| 1. 基本理念 .....                      | 31 |
| 2. 計画の目標.....                      | 32 |
| 3. 基本方針に基づく今後の取り組み .....           | 33 |
| 4. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分 ..... | 36 |

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 5. ごみの適正処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 ..... | 37 |
| 6. 収集・運搬体制計画 .....                  | 38 |
| 7. 中間処理計画 .....                     | 39 |
| 8. 最終処分計画 .....                     | 39 |
| 9. その他ごみに関し必要な事項.....               | 40 |
| 第8章 生活排水処理基本計画 .....                | 41 |
| 1. 計画策定の趣旨.....                     | 41 |
| 2. 基本方針 .....                       | 41 |
| 3. 生活排水の排出の状況.....                  | 41 |
| 4. 生活排水の処理体系及び処理主体 .....            | 43 |
| 5. 生活排水処理基本計画.....                  | 45 |

巻末：資料編

## 第1章 計画策定の趣旨

### 1. 計画策定の背景と目的

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の“市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない”という規定により、定められている。

本町のごみ処理に関しては、平成16年に有料化して以来、ごみの減量化を進めているところであり、平成26年4月稼動の大島町千波環境美化センター（焼却施設）で可燃ごみを処理している。し尿・浄化槽汚泥については大島町千波環境美化センター（汚泥再生処理施設）で適正な処理を行っている。資源ごみは、エコ・クリーンセンターで中間処理を行いリサイクルに循環され、リサイクルに循環されないものは安定型最終処分場で埋立処理を行っている。なお、平成26年度まで使用していた野増清掃工場が閉鎖された。

平成31年3月には野増清掃工場解体後跡地にストックヤードの建設が完了し、令和4年12月から令和6年度にかけて段ボール再資源化事業を実施している。

また、令和5年9月まで使用していた粗大ごみ処理場が閉鎖され、粗大ごみの処理については民間施設で現在行われている。

本計画は、長期的・総合的視点に立って、今後の循環型社会の形成とごみの適正な処理を進めるための各種施策についての基本的な方向を示すものである。

### 2. 計画の構成

一般廃棄物処理計画は、図 1-1 に示すとおり、「一般廃棄物処理基本計画」と「一般廃棄物処理実施計画」から構成される。また、基本計画と実施計画はそれぞれ、ごみに関する部分の「ごみ処理基本計画」及び生活排水に関する部分の「生活排水処理基本計画」から構成される。本計画は、下記の「一般廃棄物処理基本計画」に位置付けられる。

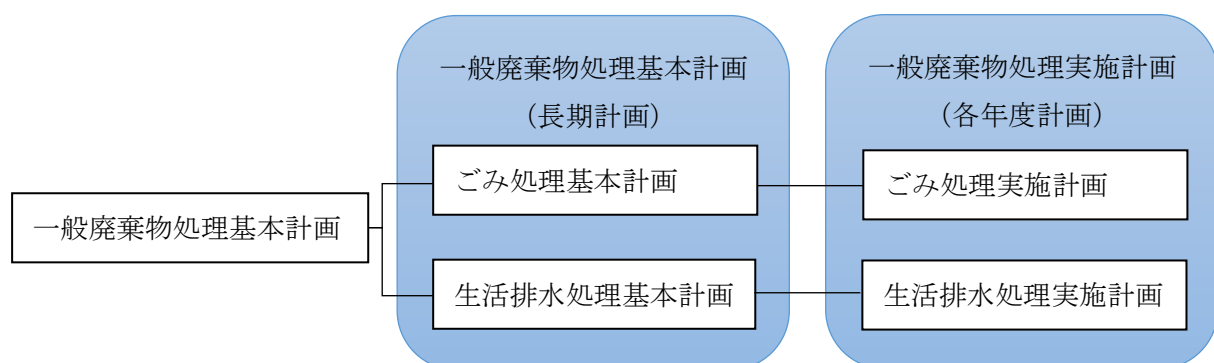


図 1-1 一般廃棄物処理計画の構成図

### 3. 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、大島町全域とする。

### 4. 計画収集人口

本計画の計画収集人口は、全行政区域内人口とする。

### 5. 対象廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、廃棄物処理法第2条第2項に基づく一般廃棄物、及び廃棄物処理法第11条第2項に基づく産業廃棄物のうち本町が指定したもの（町民が解体した建設系の産廃の一部）とする。

### 6. 計画期間と目標年次

前回の計画期間が本年度で終了するため、新たな計画期間に改定するとともに内容の見直しを行うこととする。本計画は、令和7年度から令和16年度までの10年間を計画期間とし、中間年度となる令和11年度には計画の見直しを実施する。

|                           |
|---------------------------|
| 計画期間：令和7年度から令和16年度までの10年間 |
|---------------------------|

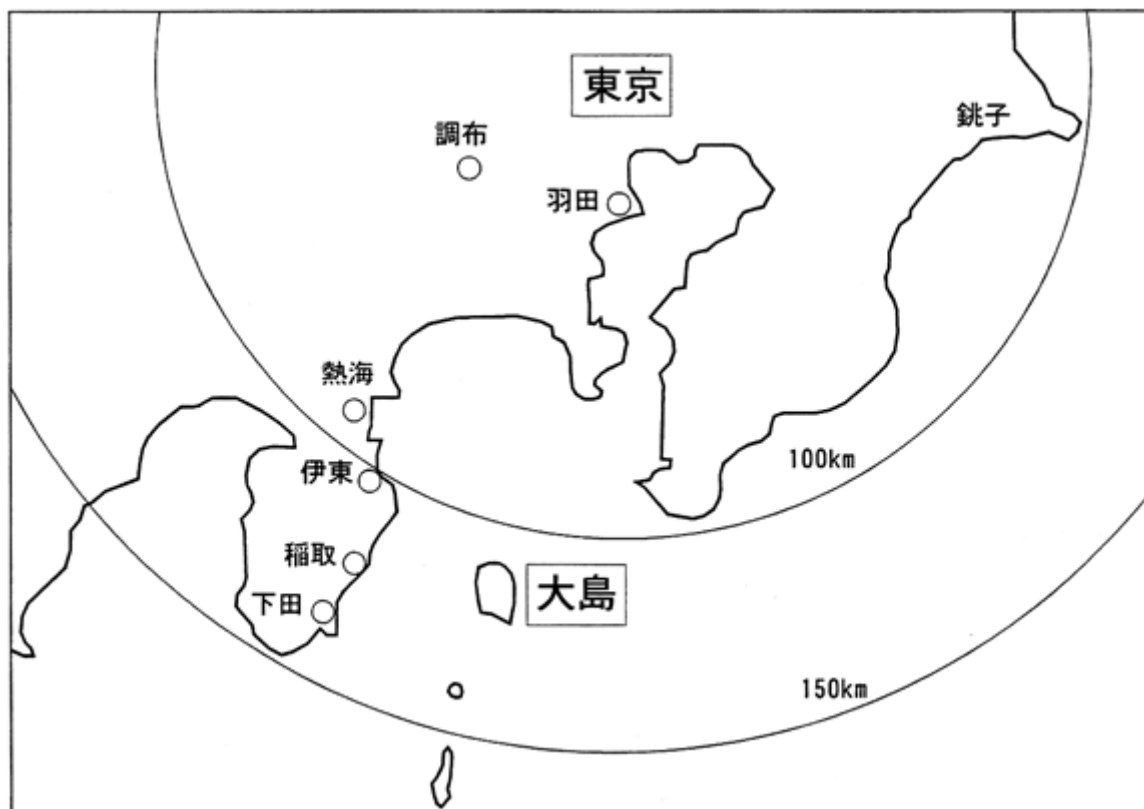
|             |
|-------------|
| 目標年次：令和16年度 |
|-------------|

| 区分 \ 年度         | R6   | R7     | R8 | R9 | R10 | R11    | R12 | R13 | R14 | R15 | R16    |
|-----------------|------|--------|----|----|-----|--------|-----|-----|-----|-----|--------|
|                 | 計画策定 | 計画開始年次 |    |    |     | 計画の見直し |     |     |     |     | 計画目標年次 |
| 一般廃棄物<br>処理基本計画 |      |        |    |    |     |        |     |     |     |     |        |

## 第2章 大島町の概要

### 1. 地 勢

本町は、東京の南南西約120kmの太平洋上に浮かび、北緯34度40から48分、東経139度21から28分に位置している。面積は90.76km<sup>2</sup>、距離は南北15km、東西9kmで伊豆諸島の中で最も面積の大きい町である。島の中央部には標高758mの三原山が位置し、全島面積の7割は山林原野だが伊豆諸島の中では平地率が高く、開発が進んでいる。しかし、島の97%が自然公園法によって規制されているため、自然景観と生態系が十分に保護されている。



## 2. 気 象

気候は、海洋の影響を強く受け気温の較差が小さく、黒潮の流れのため温暖多湿な海洋性となっている。平成30～令和5年の6年間の平均気温は17.4℃で、冬の季節風と春先の低気圧は風を、台風は多雨をもたらすが、地形・地質の関係で洪水が発生することは少ない。しかし、令和元年9月には台風15号による猛烈な風（最大風速30.2m/sを記録）によって、家屋損壊及び停電、断水などの甚大な被害が生じた。

平成30～令和5年の気象状況について、表 2-1 で示す。

表 2-1 平成 30～令和 5 年の気象状況

| 区分 \ 年          |           | H30     | H31     | R2      | R3      | R4      | R5      |
|-----------------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 気温<br>(℃)       | 平均        | 17.3    | 17.2    | 17.4    | 17.3    | 17.0    | 17.9    |
|                 | 最高        | 33.9    | 32.4    | 35.9    | 32.4    | 32.1    | 33.7    |
|                 | 最高(月)     | 7月      | 8月      | 8月      | 8月      | 8月      | 7月      |
|                 | 最低        | -2.4    | 0.6     | 1.3     | -1.2    | -1.3    | -1.6    |
|                 | 最低(月)     | 2月      | 1月      | 2月      | 2月      | 2月      | 1月      |
| 湿度<br>(%)       | 平均        | 78      | 78      | 79      | 77      | 78      | 78      |
|                 | 最小        | 21      | 19      | 20      | 26      | 21      | 19      |
| 降水量<br>(mm)     | 総量        | 2,958.0 | 3,890.5 | 3,196.0 | 3,061.0 | 3,297.0 | 2,048.0 |
|                 | 最大日量      | 151.0   | 282.5   | 254.0   | 203.5   | 281.0   | 137.5   |
| 風速<br>(m/s)     | 平均        | 5.3     | 4.9     | 5.0     | 5.1     | 5.0     | 5.0     |
|                 | 最大        | 24.8    | 30.2    | 19.9    | 29.9    | 17.7    | 16.8    |
|                 | 最大(月)     | 10月     | 9月      | 1月      | 12月     | 12月     | 12月     |
|                 | 10m/s以上日数 | 110     | 88      | 95      | 112     | 100     | 89      |
| 天気<br>日数<br>(日) | 雨0.5mm以上  | 135     | 154     | 145     | 139     | 150     | 128     |
|                 | 雪         | 15      | 11      | 2       | 3       | 9       | 8       |
|                 | 霧         | 5       | 1       | 4       | 3       | 4       | 1       |
|                 | 不照日       | 50      | 54      | 51      | 53      | 41      | 39      |
| 海水温<br>(℃)      | 平均        | 20.1    | 20.1    | 20.9    | 20.6    | 20.6    | 21.0    |
|                 | 最高        | 27.1    | 27.1    | 28.1    | 27.8    | 27.7    | 27.6    |
|                 | 最高(月)     | 8月      | 9月      | 9月      | 8月      | 9月      | 8月      |
|                 | 最低        | 13.3    | 14.9    | 15.4    | 15.6    | 14.4    | 15.6    |
|                 | 最低(月)     | 3月      | 1月      | 3月      | 2月      | 1月      | 3月      |

出典：令和5年度 大島町町勢要覧（資料編）、気象庁HP「過去の気象データ」年ごとの値（令和5年の値）、東京都島しょ農林水産総合センター「定地水温」（令和5年海水温※）

※海水温の平均値は各月平均の平均値とした。



### 3. 人口・世帯数等

#### (1) 行政人口と世帯

本町の過去10年間の人口及び世帯数の推移を表 2-2 で示す。

表 2-2 人口・世帯数の推移

各年3月31日現在

| 年    | 世帯数   | 人 口 (人) |       |       | 世帯当りの<br>平均人員 |
|------|-------|---------|-------|-------|---------------|
|      |       | 総数      | 男     | 女     |               |
| 平成26 | 4,685 | 8,133   | 4,097 | 4,036 | 1.74          |
| 平成27 | 4,671 | 8,057   | 4,087 | 3,970 | 1.72          |
| 平成28 | 4,658 | 7,928   | 4,027 | 3,901 | 1.70          |
| 平成29 | 4,618 | 7,818   | 3,989 | 3,829 | 1.69          |
| 平成30 | 4,539 | 7,647   | 3,896 | 3,751 | 1.68          |
| 平成31 | 4,500 | 7,500   | 3,840 | 3,660 | 1.67          |
| 令和2  | 4,422 | 7,327   | 3,777 | 3,550 | 1.66          |
| 令和3  | 4,421 | 7,228   | 3,724 | 3,504 | 1.63          |
| 令和4  | 4,315 | 7,057   | 3,631 | 3,426 | 1.64          |
| 令和5  | 4,285 | 6,969   | 3,598 | 3,371 | 1.63          |

出典：令和5年度 大島町町勢要覧（資料編）

#### (2) 人口動態

過去6年の人口動態を表 2-3 で示す。

表 2-3 人口動態

(単位：件)

| 年度  | 出生 | 死亡  | 転入  | 転出  | 婚姻 | 離婚 |
|-----|----|-----|-----|-----|----|----|
| H30 | 43 | 145 | 478 | 523 | 85 | 19 |
| H31 | 43 | 147 | 494 | 563 | 81 | 31 |
| R2  | 32 | 116 | 535 | 550 | 85 | 25 |
| R3  | 28 | 129 | 405 | 475 | 71 | 16 |
| R4  | 32 | 143 | 542 | 518 | 62 | 23 |
| R5  | 21 | 148 | 507 | 618 | 69 | 17 |

出典：令和5年度 大島町町勢要覧（資料編）、町資料

### (3) 年齢別人口

令和5年度末（令和6年3月31日）現在の年齢別人口を図2-1に示す。

（単位：人）

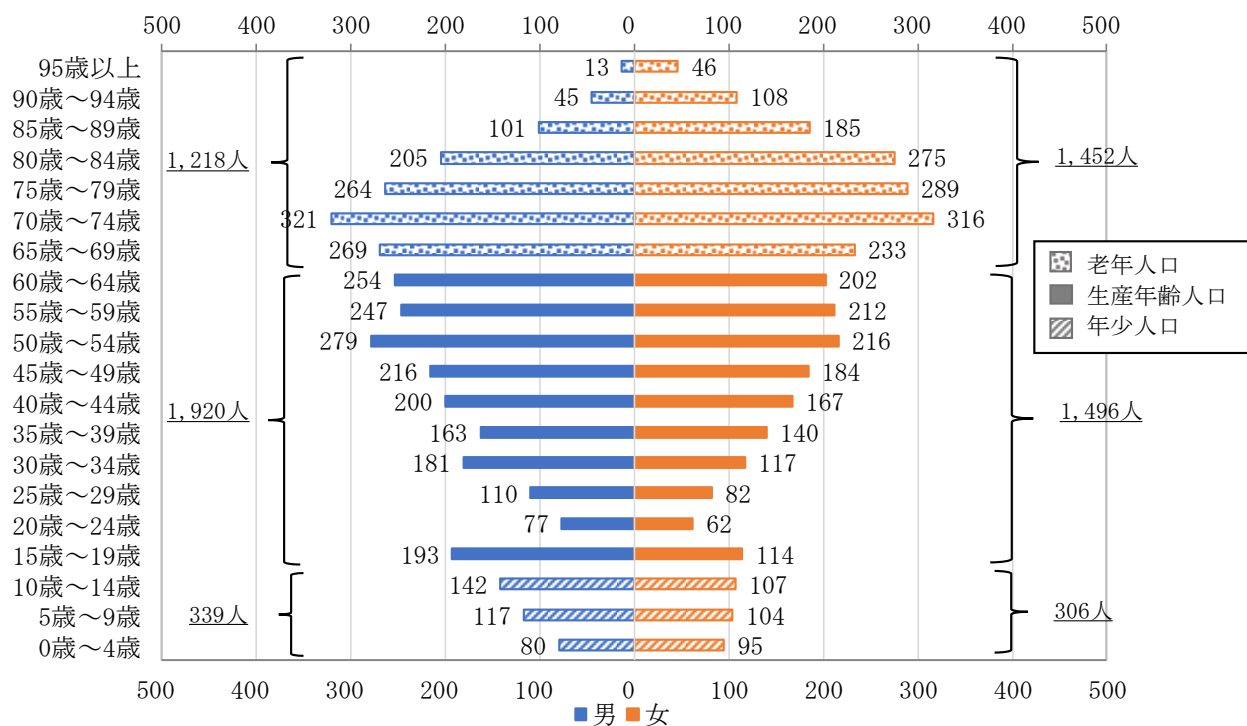


図 2-1 年齢別人口

## 4. 産業

本町の産業別人口構成比の推移を表2-4に示す。

令和2年の国勢調査によると、産業別人口構成は、第1次産業が6.2%、第2次産業が17.2%、第3次産業が76.3%となっている。

各年の構成比のとおり第3次産業が主となっている。

表 2-4 産業別就業人口構成比の推移

| 年<br>産業大分類  | 平成12年     |            | 平成17年     |            | 平成22年     |            | 平成27年     |            | 令和2年      |            |
|-------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|
|             | 総数<br>(人) | 構成比<br>(%) | 総数<br>(人) | 構成比<br>(%) | 総数<br>(人) | 構成比<br>(%) | 総数<br>(人) | 構成比<br>(%) | 総数<br>(人) | 構成比<br>(%) |
| 第1次産業       | 408       | 9.1        | 356       | 8.3        | 295       | 7.1        | 244       | 6.1        | 230       | 6.2        |
| 農林業         | 261       | 5.8        | 229       | 5.3        | 192       | 4.6        | 160       | 4.0        | 161       | 4.4        |
| 水産業         | 147       | 3.3        | 127       | 3.0        | 103       | 2.5        | 84        | 2.1        | 69        | 1.9        |
| 第2次産業       | 748       | 16.7       | 677       | 15.7       | 664       | 16.0       | 694       | 17.4       | 632       | 17.2       |
| 鉱業          | 4         | 0.1        | 0         | 0.0        | 1         | 0.0        | 0         | 0.0        | 0         | 0.0        |
| 建設業         | 637       | 14.2       | 571       | 13.3       | 544       | 13.1       | 582       | 14.6       | 533       | 14.5       |
| 製造業         | 107       | 2.4        | 106       | 2.5        | 119       | 2.9        | 112       | 2.8        | 99        | 2.7        |
| 第3次産業       | 3,313     | 74.1       | 3,263     | 75.8       | 3,180     | 76.7       | 3,043     | 76.3       | 2,808     | 76.3       |
| 卸・小売業       | 907       | 20.3       | 668       | 15.5       | 567       | 13.7       | 505       | 12.7       | 476       | 12.9       |
| 金融・不動産業     | 91        | 2.0        | 72        | 1.7        | 87        | 2.1        | 84        | 2.1        | 94        | 2.6        |
| 運輸通信業       | 260       | 5.8        | 153       | 3.6        | 177       | 4.3        | 156       | 3.9        | 155       | 4.2        |
| 電気・ガス・サービス業 | 1,749     | 39.1       | 1,978     | 46.0       | 2,016     | 48.6       | 1,945     | 48.8       | 1,746     | 47.4       |
| 公務          | 306       | 6.8        | 392       | 9.1        | 333       | 8.0        | 353       | 8.8        | 337       | 9.2        |
| 分類不能        | 5         | 0.1        | 6         | 0.1        | 5         | 0.1        | 8         | 0.2        | 12        | 0.3        |
| 総 数         | 4,474     | 100.0      | 4,302     | 100.0      | 4,144     | 100.0      | 3,989     | 100.0      | 3,682     | 100.0      |

出典：令和5年度 大島町町勢要覧（資料編）

## 5. 土地利用の状況

本町の地目別面積構成を表 2-5 で示す。

地目別面積構成では、「山林」が最も高く、次いで「原野」、「畑」が続いている。

「畑」は微減傾向となっている。

表 2-5 地目別面積

(単位：km<sup>2</sup>)

| 年<br>区分 | 宅地   | 畑     | 山林    | 原野    | その他   | 総面積   |
|---------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| H30     | 3.46 | 12.59 | 46.98 | 17.80 | 9.93  | 90.76 |
| H31     | 3.47 | 12.55 | 47.02 | 17.80 | 9.92  | 90.76 |
| R2      | 3.45 | 12.55 | 46.90 | 17.81 | 10.05 | 90.76 |
| R3      | 3.45 | 12.51 | 46.90 | 17.81 | 10.09 | 90.76 |
| R4      | 3.45 | 12.48 | 46.94 | 17.81 | 10.08 | 90.76 |
| R5      | 3.46 | 12.42 | 46.92 | 17.81 | 10.15 | 90.76 |

出典：令和5年度 大島町町勢要覧（資料編）

※国土地理院実施の測定方法について、平成26年10月1日時点より変更され、総面積が91.0km<sup>2</sup>から90.76 km<sup>2</sup>となっている。

## 6. 来島者数

令和5年度の来島者数は船舶約19万人、航空機約8千人、合計約20万人となっており、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響により一度は10万人程度まで来島者数が落ち込んだものの徐々に回復している、有数の観光地である。

表 2-6 来島者数

(単位：人)

| 年度   | 船舶      | 航空機    | 計       | 備考※  |
|------|---------|--------|---------|------|
| 昭和53 | 549,259 | 17,125 | 566,384 | 100% |
| 昭和62 | 392,525 | 38,203 | 430,728 | 76%  |
| 平成28 | 233,568 | 8,874  | 242,442 | 43%  |
| 平成29 | 227,849 | 15,585 | 243,434 | 42%  |
| 平成30 | 235,951 | 8,023  | 243,974 | 43%  |
| 平成31 | 213,421 | 7,223  | 220,644 | 39%  |
| 令和2  | 94,795  | 3,578  | 98,373  | 17%  |
| 令和3  | 130,437 | 4,863  | 135,300 | 24%  |
| 令和4  | 181,129 | 7,738  | 188,867 | 33%  |
| 令和5  | 194,320 | 8,052  | 202,372 | 36%  |

出典：令和5年度 大島町町勢要覧（資料編）、町資料

※備考欄については、昭和53年度の来島者数を100%としたときの、各年度の来島者数の割合を示す。

※昭和53年1月伊豆大島近海地震、昭和61年11月三原山噴火全島避難、令和2年1月新型コロナウイルス日本初感染確認、令和5年5月新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行

## 7. 将来の構想

本町の基本構想には、まちの将来像として、人にやさしく、豊かな自然とともに安全・安心で住み続けられる島を目指してきたが、今後もこの方向を継承しつつ、「郷土大島を豊かにし、共につくる島」としての発展を図るとある。

伊豆大島ジオパークの理念に基づくまちづくりを推進し、住民一人ひとりの、様々な発想や取り組みにより、地場産業が活性化し、安定的な暮らしとともに人にやさしい地域社会の中で、若者の定住、U・J・I ターン、高齢者の生涯現役に繋がるまちが形成されている。

教育においては、デジタル技術等を活用した教育環境の整備が図られるなど、主体的に学習に取り組むことができる環境が整備されている。

前期基本計画では、基本目標として以下6項を掲げている。

第1項 豊かな自然と共生したまちづくり — 町の基盤づくり —

第2項 安全・安心でやすらぎのあるまちづくり — 地域環境づくり —

第3項 健康で思いやりにあふれたまちづくり — 福祉の充実、健康づくり —

第4項 理解を深め、共に育むまちづくり — 教育・文化の向上とふるさとづくり —

第5項 時代に合った地域性を生かしたまちづくり — 活力ある地域づくり —

第6項 まちづくり推進のために — 住民とともに歩む —

### 第3章 ごみ処理の現況

#### 1. ごみ処理体系

##### (1) ごみの種類・分別区分及びその収集体制

ごみの種類・分別区分及びその収集体制を表 3-1 で示す。

表 3-1 ごみの種類・分別区分及びその収集体制

| 種類      | 分別区分                                                    | 排出方法             | 収集方法                             | 収集回数  |
|---------|---------------------------------------------------------|------------------|----------------------------------|-------|
| 燃やせるごみ  | 紙くず、貝殻、布類、木竹類、生ごみ、プラスチック等                               | 指定袋（赤）           | ごみステーション方式<br>又は焼却施設へ自ら搬入        | 週2～3回 |
| 燃やせないごみ | ビン、ガラス類                                                 | 指定袋（緑）           | ごみステーション方式<br>又は集積所へ自ら搬入         | 月2～3回 |
| 資源ごみ    | 空き缶                                                     | 指定袋（緑）           | ごみステーション方式<br>又は集積所へ自ら搬入         | 月2～3回 |
|         | ペットボトル                                                  |                  | ごみステーション方式<br>又は集積所へ自ら搬入         |       |
|         | 発泡スチロール                                                 |                  | ごみステーション方式<br>又は集積所へ自ら搬入         |       |
|         | 金属                                                      |                  | ごみステーション方式<br>又は大島リサイクルセンターへ自ら搬入 |       |
| 有害ごみ    | 蛍光灯、電球、乾電池                                              | 指定袋（緑）           | 各出張所、家電製品販売店へ自ら搬入                | 随時    |
|         | 体温計、ライター                                                |                  | 役場及び各出張所へ自ら搬入                    |       |
| 粗大ごみ    | 机、椅子、タンス等の木製家具、家電製品等の金属製品、布団、ソファ、絨毯等の木製以外のもの、畳、廃材、タイヤなど | 大島リサイクルセンターへ自ら搬入 |                                  | 随時    |

参照：大島町一般廃棄物処理実施計画（令和5年度）

また、その他ごみの収集運搬に関することについて以下に示す。

① ごみ収集箇所に関すること

本町では、ごみ収集箇所に出されたごみを収集し、運搬している。ごみ収集箇所は約1,400箇所あり、各々収集箇所にポリバケツやカラス・猫防止用の網などで工夫して排出している。ごみ収集箇所は住民と位置等協議して決定し、使用する住民が管理及び清掃を行っている。

② 委託収集運搬に関すること

本町は、収集運搬業者によって委託収集を行っている。

廃棄物処理法第6条の2及び「大島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」（昭和46年条例第25号。以下「大島町廃棄物処理条例」という。）第8条の規定に基づき、生活環境の保全上支障が生じないうちに収集運搬するものとし、実施に当たっては、廃棄物処理法施行令（昭和49年政令第300号）第3条に定める「一般廃棄物処理基準」ほか関係法令等の定めるところにより行っている。また、「委託業務仕様書」を定め、適正な処理に努めている。

③ ごみ処理の有料化に関すること

本町では、平成16年4月1日から、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」及び「資源ごみ」「有害ごみ」について、有料の指定袋に入れて排出することとしている。適正に分別され、ごみ収集箇所へ排出されたごみを収集・運搬し、処分している。

なお、住民自ら処理場へ搬入した場合も有料化している。

また、粗大ごみについても、平成16年4月1日から有料化されており、住民自ら搬入している。

(2) 収集対象外の廃棄物

本町による直接又は委託収集対象外の廃棄物を表 3-2 に示す。

また、これらの廃棄物の処理先は、実施計画に定める。

表 3-2 収集対象外の廃棄物の取扱い

| 分類                                               | ごみの種類                                                            | 適用               |
|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|------------------|
| 家電リサイクル法<br>（対象機器）                               | テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫                                         | 販売店など取扱店         |
| 自動車リサイクル法                                        | 自動車                                                              | 販売店など取扱店         |
| 特別管理一般廃棄物                                        | 注射針等感染性のおそれのあるもの、電気機器などに含まれるPCB（ポリ塩化ビフェニル）使用部品、特定の焼却施設から生じたばいじん等 | 専門機関など           |
| 危険物                                              | プロパンガスボンベ、バッテリー、消火器、劇薬等                                          | 販売店など取扱店         |
| 一般廃棄物の広域的<br>処理に係る特例の対<br>象となる廃棄物のう<br>ち右欄に掲げるもの | 二輪車（バイク）、FRP船、PCプリンター用インクカートリッジ、火薬類                              | 販売店など取扱店<br>専門機関 |

### (3) ごみ処理の体制

ごみ処理の体制を図 3-1 で示す。

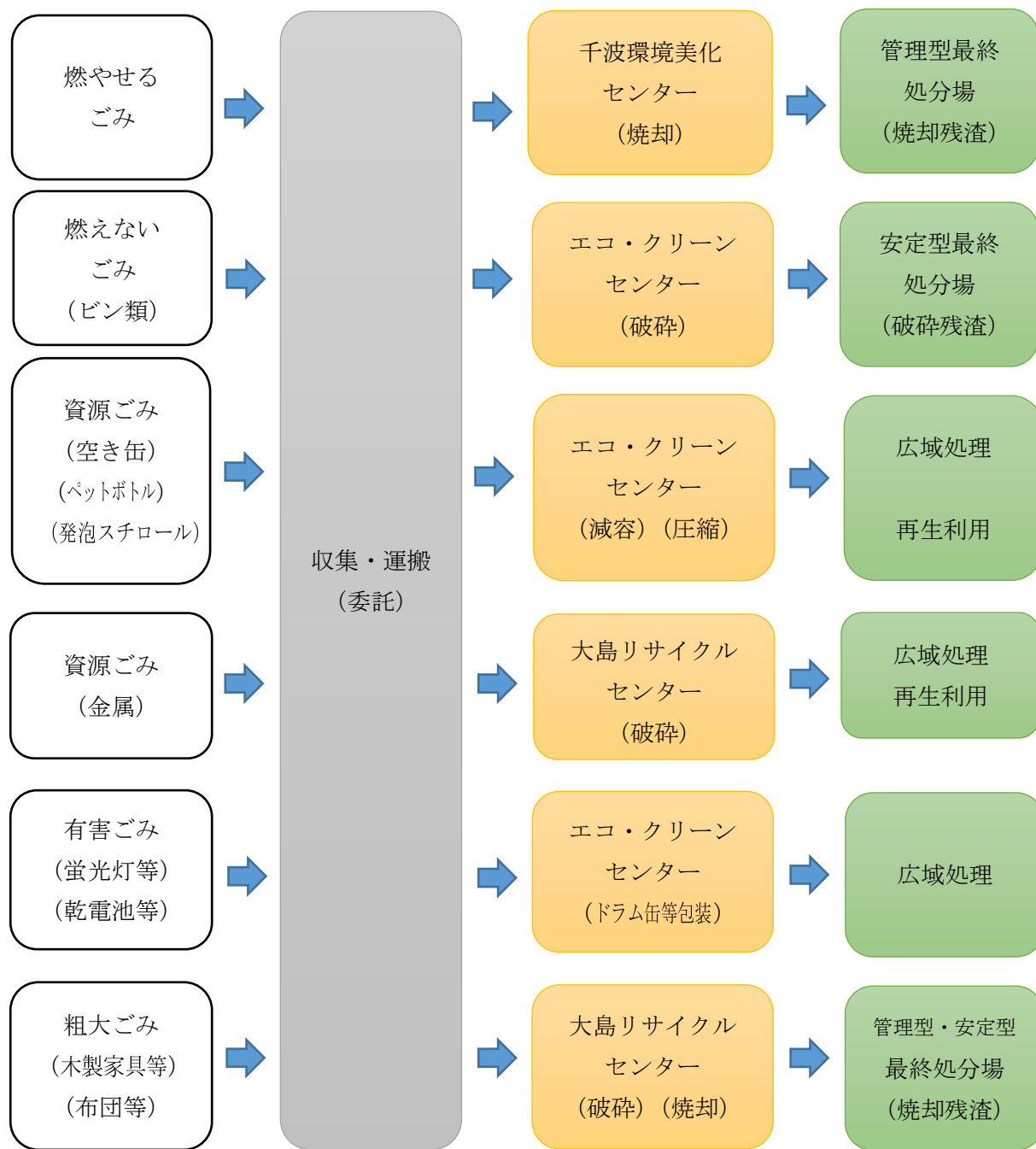


図 3-1 ごみの種類・分別区分及びその収集体制

(4) 中間処理施設の概要

中間処理施設の概要を表 3-3～表 3-5 で示す。

なお、金属ごみ処理場、大島リサイクルセンター及びエコ・クリーンセンターは民間処理施設である。

表 3-3 大島町千波環境美化センター（焼却施設）の概要

|       |                                                                                    |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称    | 大島町千波環境美化センター（焼却施設）                                                                |
| 処分主体  | 大島町                                                                                |
| 処理対象物 | 一般廃棄物（燃やせるごみ、布団、畳、刈草、プラスチック）<br>粗大ごみ破碎可燃残渣、資源物選別可燃残渣、併設する汚泥再生処理施設からの助燃剤（脱水汚泥）、脱水し渣 |
| 所在    | 大島町野増字上センバ412                                                                      |
| 竣工    | 平成26年3月                                                                            |
| 施設人員  | 6名                                                                                 |
| 敷地面積  | 約16,000㎡                                                                           |
| 建築面積  | 約1,400㎡                                                                            |
| 処理能力  | 15 t / 日（7.5 t / 8時間×2炉）                                                           |
| 処理方式  | ストーカ方式（間欠炉）                                                                        |
| 使用開始  | 平成26年4月1日                                                                          |
| 備考    | 耐用年数15年                                                                            |

表 3-4 大島リサイクルセンター（金属ごみ及び粗大ごみ）の概要

|       |                                             |
|-------|---------------------------------------------|
| 名称    | 大島リサイクルセンター（株オーレック）                         |
| 処分主体  | 大島町（民間委託）                                   |
| 処理対象物 | 粗大ごみ（大型家電等、木くず、繊維くず、プラスチック等）<br>不燃ごみ（金属、鉄等） |
| 所在    | 大島町元町字上山地内                                  |
| 敷地面積  | 約8,429㎡                                     |
| 建築面積  | 約917㎡                                       |
| 処理能力  | 破碎：5 t / 日                                  |
| 処理方式  | 破碎方式                                        |
| 使用開始  | 平成18年度（金属ごみ処理場は令和5年度より使用開始）                 |



表 3-5 大島エコ・クリーンセンター（燃えないごみ・資源ごみ・有害ごみ）の概要

|       |                                                                                                           |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称    | 大島エコ・クリーンセンター（村松興業㈱）                                                                                      |
| 処分主体  | 大島町（民間委託）                                                                                                 |
| 処理対象物 | ビン、空き缶、ペットボトル、発泡スチロール、有害ごみ                                                                                |
| 所在    | 大島町差木地字奥山地内                                                                                               |
| 敷地面積  | 約5,000m <sup>2</sup>                                                                                      |
| 建築面積  | 約813.8m <sup>2</sup>                                                                                      |
| 処理能力  | ビン：選別破碎 1.8 t/h<br>空き缶：選別圧縮 1 t/h<br>ペットボトル：圧縮梱包・PPバンド止 0.3 t/h<br>発泡スチロール：熱処理 0.1 t/h<br>有害ごみ：包装 6.5 t/h |
| 処理方式  | ビン：破碎式<br>空き缶：自動磁力選別機・油圧圧縮機<br>ペットボトル：油圧一方縦押し式<br>発泡スチロール：高温湿潤熱風式<br>有害ごみ：ドラム缶・ダンボール等包装                   |
| 使用開始  | 平成17年度                                                                                                    |

(5) 最終処分場の概要

本町の最終処分は、東京都島嶼町村一部事務組合（以下「島嶼一組」という。）所有の管理型最終処分場へ焼却残渣、本町所有の安定型最終処分場へ不燃ごみ及び粗大ごみの破碎残渣（安定型廃棄物）を直接埋め立て処分しており、その合計量が最終処分量となっている。安定型最終処分場の施設の概要を表 3-6 で示す。

表 3-6 大島町安定型最終処分場の概要

|      |                                                                |
|------|----------------------------------------------------------------|
| 名称   | 大島町安定型最終処分場                                                    |
| 処分主体 | 大島町                                                            |
| 対象ごみ | 不燃ごみ（安定型廃棄物）                                                   |
| 所在   | 大島町差木地字奥山593番地                                                 |
| 竣工   | 平成21年3月                                                        |
| 施設人員 | 2名                                                             |
| 埋立面積 | 8,720㎡                                                         |
| 埋立容積 | 32,720㎥                                                        |
| 埋立期間 | 34年                                                            |
| 埋立工法 | セル方式準好気性埋立                                                     |
| 使用開始 | 平成21年4月1日                                                      |
| 備考   | 埋立予定は平成30年度だが、搬入実績及び平成26年度からプラスチックを可燃ごみとしたことにより、令和24年度まで延長された。 |

## 2. ごみの排出量

一般廃棄物の種類別年間排出量及び構成比の推移を表 3-7 及び図 3-2 で示す。  
排出量合計は平成30年度から減少傾向となっている。

表 3-7 一般廃棄物の種類別年間排出量

(単位: t)

| 年度  | 種別<br>燃える<br>ごみ | 空き缶  |     | ビン  | ペット<br>ボトル | プラス<br>チック | 発泡ス<br>チロール | 有害<br>ごみ | 粗大<br>ごみ | 集団回収<br>(アルミ) | 段ボール | 一般廃棄物<br>排出量合計 |
|-----|-----------------|------|-----|-----|------------|------------|-------------|----------|----------|---------------|------|----------------|
|     |                 | スチール | アルミ |     |            |            |             |          |          |               |      |                |
| H30 | 3,513           | 14   | 19  | 147 | 47         | —          | 11          | 6        | 167      | 3             | —    | 3,927          |
| H31 | 3,549           | 14   | 19  | 210 | 50         | —          | 9           | 7        | 91       | 1             | —    | 3,950          |
| R2  | 3,242           | 12   | 17  | 135 | 44         | —          | 11          | 5        | 181      | —             | —    | 3,647          |
| R3  | 3,098           | 13   | 18  | 117 | 43         | —          | 7           | 5        | 153      | 1             | —    | 3,455          |
| R4  | 3,156           | 14   | 22  | 123 | 46         | —          | 10          | 3        | 115      | 3             | —    | 3,491          |
| R5  | 2,644           | 11   | 19  | 121 | 51         | —          | 11          | 5        | 185      | 2             | 75   | 3,124          |

出典：令和5年度 大島町町勢要覧（資料編）、町資料

※1 プラスチックごみは燃えるゴミとして収集

※2 集団回収（アルミ）は大島海洋国際高校分

※3 段ボールは直接持ち込み量

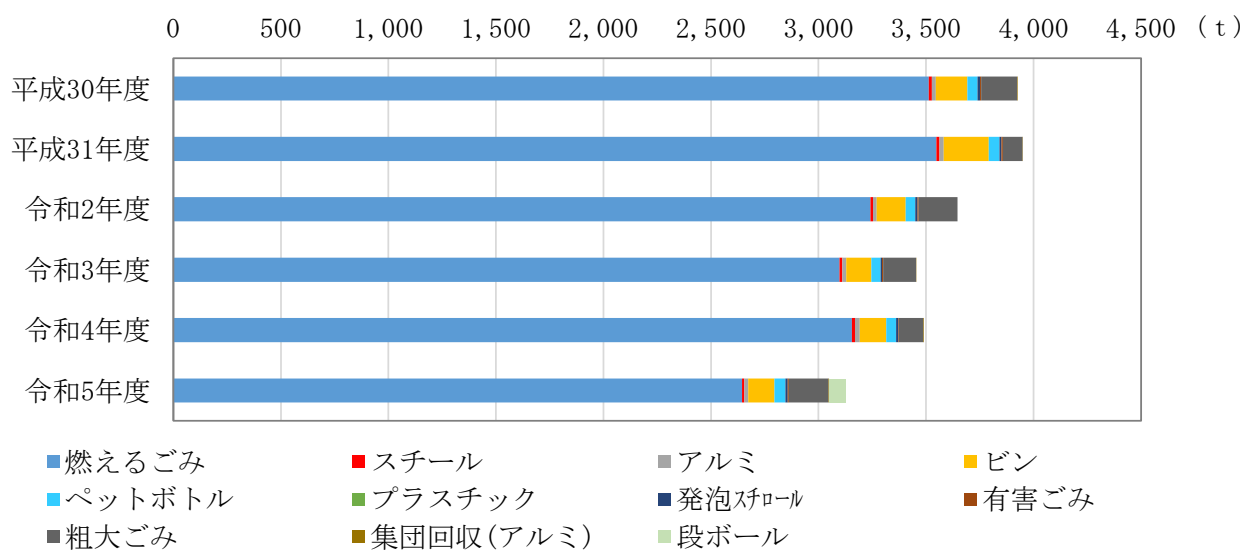


図 3-2 一般廃棄物の種類別年間排出量

### 3. 資源化の状況

#### (1) 資源化の状況

本町の資源ごみの資源化量とリサイクル率の推移を表 3-8 で示す。

本町で排出される資源ごみのうちスチール、アルミ、ペットボトル、発泡スチロールは、エコ・クリーンセンターで中間処理した後、島外搬出して全て再生利用している。

表 3-8 資源化量とリサイクル率の推移

(単位：t)

| 種別 \ 年度   | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| スチール      | 14     | 14     | 12    | 13    | 14    | 11    |
| アルミ       | 19     | 19     | 17    | 18    | 22    | 19    |
| ペットボトル    | 47     | 50     | 44    | 43    | 46    | 51    |
| 発泡スチロール   | 11     | 9      | 11    | 7     | 10    | 11    |
| 集団回収(アルミ) | 3      | 1      | —     | 1     | 3     | 2     |
| 段ボール      | —      | —      | —     | —     | —     | 75    |
| 合計 資源化量   | 94     | 93     | 84    | 82    | 95    | 169   |
| 合計 ごみ排出量  | 3,927  | 3,950  | 3,647 | 3,455 | 3,491 | 3,124 |
| リサイクル率    | 2.4%   | 2.4%   | 2.3%  | 2.4%  | 2.7%  | 5.4%  |

※集団回収は大島海洋国際高校分。(集団回収分は直接島外へ搬出)

※段ボールは直接持込み量

#### 4. 最終処分の状況

最終処分場に搬入した焼却残渣量及び破碎残渣量の推移を表 3-9 で示す。

また、安定型最終処分場の使用容量の推移を表 3-10 で示す。

表 3-9 最終処分場に搬入した焼却残渣量及び破碎残渣量の推移

(単位：t)

| 処分場      | 年度<br>種別 | 平成30 | 平成31 | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 |
|----------|----------|------|------|-----|-----|-----|-----|
| 管理型最終処分場 | 焼却残渣     | 453  | 430  | 395 | 381 | 368 | 350 |
| 安定型最終処分場 | 破碎残渣     | 177  | 475  | 184 | 184 | 185 | 159 |
| 合計       |          | 630  | 904  | 580 | 565 | 553 | 509 |

出典：町資料

表 3-10 安定型最終処分場の使用容量の推移

| 処分場      | 年度          | 平成30  | 平成31  | 令和2   | 令和3    | 令和4    | 令和5    | 埋立予定   |
|----------|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 安定型最終処分場 | 当年使用容量(m³)  | 386.0 | 783.6 | 394.3 | 664.6  | 474.1  | 348.4  | —      |
|          | 全体の使用容量(m³) | 8,174 | 8,958 | 9,352 | 10,016 | 10,491 | 10,839 | 32,720 |
|          | 使用割合(%)     | 25.0  | 27.4  | 28.6  | 30.6   | 32.1   | 33.1   | 100    |

出典：町資料

## 5. 過年度の評価

### 1) 前一般廃棄物処理基本計画の数値目標の達成状況

#### (1) 前計画の数値目標

平成 26 年度策定（令和元年度改訂）の「大島町一般廃棄物処理基本計画」（以下、「前計画」という。）の数値目標を表 3-11 に示す。

表 3-11 前計画の数値目標

| 項目         | 令和6年度<br>(前計画目標年)              |
|------------|--------------------------------|
| 1人1日当たり排出量 | 1,220 g/人/日<br>(H19年度比-1.5%削減) |
| 資源回収率      | 0.10 t/t<br>(H19年度比25%増加)      |
| 最終処分される割合  | 0.078 t/t<br>(H19年度比-22%削減)    |

#### (2) 数値目標の達成状況

前計画値における、計画目標値の達成状況について表 3-12 に示す。

令和 5 年度の実績より、1 人 1 日当たり排出量については、令和 6 年度の前計画目標の達成は可能と見込まれた。また、資源回収率及び最終処分される割合については、前計画目標値達成は見込めないが以下の原因によるものと思われた。

資源回収率の低下は、平成 26 年度よりプラスチック類を燃えるごみとしたこと、平成 27 年度より粗大ごみ量の調査方法が変更され見かけ上増量したことでごみの全体量が増加したことが原因と考えられる。

最終処分される割合の増加は、平成 21 年度より安定型処分場が稼働したことで破碎残渣量が増加したことが原因と考えられる。

表 3-12 数値目標の達成状況

| 項目                               | 平成19年度<br>(実績) | 令和5年度<br>(実績)     | 令和6年度<br>(前計画目標値) | 達成<br>状況 |
|----------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|----------|
| 1人1日当たり排出量<br>(H19年度比増減) (g/人/日) | 1,238          | 1,225<br>(-1.1%)  | 1,220<br>(-1.5%)  | 達成可能     |
| 資源回収率<br>(H19年度比増減) (t/t)        | 0.08           | 0.05<br>(-32.4%)  | 0.10<br>(+25.0%)  | 未達成      |
| 最終処分される割合<br>(H19年度比増減) (t/t)    | 0.100          | 0.163<br>(+62.9%) | 0.078<br>(-22.0%) | 未達成      |

実績値出典：一般廃棄物処理実態調査(平成 19 年度)、大島町町勢要覧・市資料(令和 5 年度)

## 2) 前計画の施策の評価

前計画の施策の取り組み状況の評価を表 3-13 に示す。

また、この評価を踏まえて、本計画の施策に反映する。

表 3-13 前計画の施策の取り組み状況の評価

| [評価判定] ○：施策を実施したもの<br>△：施策を実施中、検討中、拡充が必要なもの<br>×：見直しが必要なもの、事業を実施しなかったもの |                        |        |                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------|------------------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施策                                                                      |                        | 取り組み状況 | 内容                                                                                                   |
| ・ごみの発生抑制と再使用の促進                                                         |                        |        |                                                                                                      |
| 町の対応                                                                    | 町における3Rの取り組み           | ○      | 関係部局と連携をとりながら、自ら積極的に3R行動を実践                                                                          |
|                                                                         | 住民への情報提供               | ○      | 広報おおしま、住民カレンダー、ホームページへの掲載、分別パンフレット等啓発用チラシ、イベント等を活用                                                   |
| 住民への対応                                                                  | ごみを出さないライフスタイルの啓発      | ×      | 不要なものは買わない、使い捨て商品の購入は控え繰り返し使える商品を購入する等ごみの発生抑制を心がける啓発を実施                                              |
|                                                                         | マイバック運動などの推進           | ×      | レジ袋の削減やマイ箸による割り箸ごみの削減等、ごみの発生抑制を心がける啓発を実施                                                             |
|                                                                         | 修理・修繕の推進               | ×      | 家具、電化製品等の修理・修繕などによる、再使用を推進                                                                           |
|                                                                         | 生ごみ減量化の推進              | ○      | ・生ごみにしない、食材は使い切る、食べ残しはしない、ごみに出すときは水切りをするなど少しの工夫を心がける啓発を実施<br>・家庭菜園等における堆肥利用を推奨                       |
|                                                                         | 不用品交換運動の推進             | ○      | フリーマーケットの開催や情報提供を行う体制を構築                                                                             |
| ・資源化の推進やリサイクル活動等の促進                                                     |                        |        |                                                                                                      |
| 適正排出                                                                    | 分別排出ルールの指導・啓発          | ○      | ごみの分別を徹底するため、分別パンフレットの配布、ごみ収集箇所などの実態の把握により、指導・啓発を実施                                                  |
|                                                                         | 違反ごみ等への対応              | ○      | 分別ルールに違反しているごみは、収集時に違反シールを貼付して注意を促す                                                                  |
| 種類別のリサイクル推進                                                             | 容器包装廃棄物のリサイクル推進        | ×※     | 容器包装廃棄物の資源化にあたり、分別排出ルールの啓発や指導を強化                                                                     |
|                                                                         | 古紙類のリサイクル推進            | ○      | 新聞、雑誌等について、広域輸送及び処分費（有価売却）による費用対効果、焼却施設における処理の負担軽減等を総合的に検討し、町外におけるリサイクルルートを開発                        |
|                                                                         | 生ごみのリサイクル推進            | ○      | 家庭から排出される生ごみの分別リサイクルについて、町内における農業関連の堆肥需要や費用対効果を踏まえ検討                                                 |
|                                                                         | 古着・古布及び使用済み食用油のリサイクル推進 | ×      | ・古着・古布について、広域輸送及び処分費（有価売却）による費用対効果、焼却施設における処理の負担軽減等を総合的に検討し、町外におけるリサイクルルートを開発<br>・使用済み食用油のリサイクル推進を検討 |
|                                                                         | 小型電気電子機器のリサイクル推進       | ×      | 使用済み小型電子機器等の分別作業は行わず、金属類として民間業者に引き渡し、再生利用することにより、資源物の収集の拡大を図り、不燃・粗大ごみの排出量を抑制                         |
| ・環境教育の充実                                                                |                        |        |                                                                                                      |
|                                                                         | ごみ処理パンフレットの配布・出前講座の実施  | ○      | ・ごみの処理について、興味を持ってもらえるように、小・中学校などへパンフレットを配布<br>・出前講座などを実施<br>・本町の町立小学校では4年生時に千波環境美化センターの見学を実施         |

※容器包装プラスチックについて、平成26年度より燃えるごみに移行したため。

| 施策                | 取り組み状況 | 内容                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・環境にやさしいごみ処理体制の整備 |        |                                                                                                                                                                                                                                      |
| ごみの適正排出           | ○      | 分別排出ルール の指導・啓発を強化し、環境への負荷が少ない適正排出を促進                                                                                                                                                                                                 |
| ごみの収集運搬計画         | ○      | 地域特性等を考慮した体制の適宜見直し、ごみ収集箇所の維持・管理における住民との協力と信頼関係が図られるよう努め、より効率的な収集運搬体制（戸別収集等）を検討・整備                                                                                                                                                    |
| 適正処理困難物への対応       | ○      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正処理困難物や有害物、危険物等は、町で収集及び処分しないごみとして、販売業者又は取扱店や専門業者に排出者自ら処分を依頼するなど適正に対応する体制を構築</li> <li>・乾電池、蛍光灯、電球、水銀体温計については処理ルートがあるので、有害ごみとして収集</li> <li>・適正な処理が推進されるよう、分別パンフレットやチラシ等において住民周知を推進</li> </ul> |
| 不法投棄防止の啓発と自然環境の保全 | ○      | 町及び関係機関（警察等）の定期的なパトロールの実施、近隣住民からの情報提供や啓発看板の設置、地域ごみ対策協議会委員・推進委員やボランティアなど地域協力を通して町全体の意識の向上を図り、住民・関係機関と連携して不法投棄の防止と自然環境の保全を推進                                                                                                           |



## 6. 廃棄物処理システム評価支援ツールによる比較評価

平成 19 年 6 月に、環境省から「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」が公表され、同指針には循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システム構築のため、“市町村は、当該市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、市町村一般廃棄物処理システム比較分析により、その結果を住民に対し、公表するものとする。”とされている。

市町村一般廃棄物処理システム比較分析表とは、表 3-14 及び図 3-3 に示すように、標準的な指標値によるものであり、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」（以下「評価支援ツール」という。）を使用することによって算出する。算出された標準的な指標値は当該市町村において類似自治体と比較することにより、自らの廃棄物処理システムを客観的に評価し、廃棄物処理システムの改善に取り組むことが期待されている。

平成 29 年度版及び令和 5 年度版の「評価支援ツール」において、関東の 127 の町村を比較対象として大島町の実績評価を行った。評価は指数値及び偏差値として以下のように算出され、数値が大きいほど良好な状態を示す。指数値は 100 が平均を示し、偏差値は 50 が平均を示す。

| 指標の種類                                                      | 算出方法                         |
|------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 大きい方が良好な指標                                                 | 指数値＝実績値÷平均値×100              |
|                                                            | 偏差値＝(実績値-平均値)÷標準偏差×10+50     |
| 廃棄物からの資源回収量                                                |                              |
| 小さい方が良好な指標                                                 | 指数値＝(1-[実績値-平均値]÷平均値)×100    |
|                                                            | 偏差値＝100-(実績値-平均値)÷標準偏差×10+50 |
| 人口一人一日当たりごみ総排出量、廃棄物のうち最終処分される割合、人口一人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用 |                              |

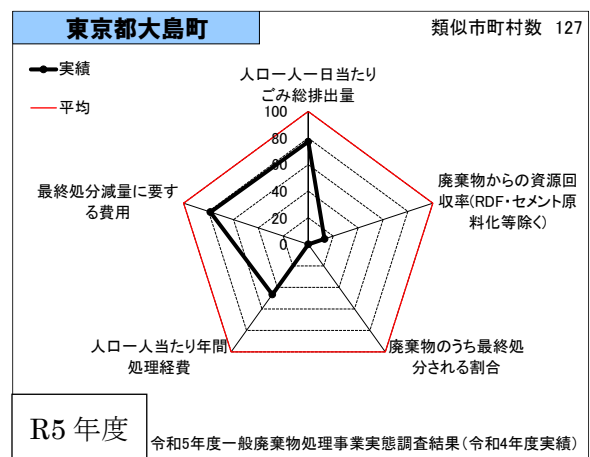
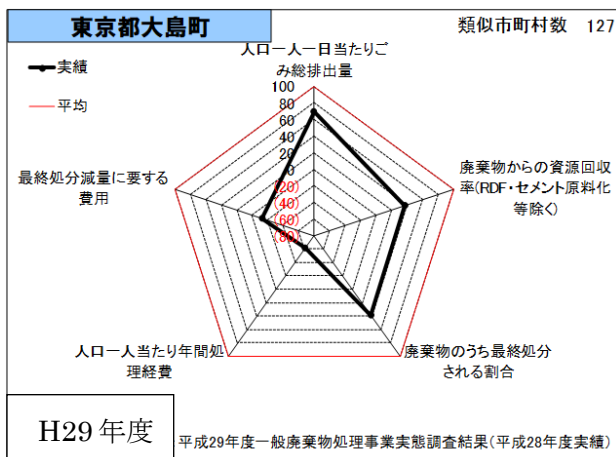
令和 5 年度一般廃棄物処理実態調査結果において大島町の指数値及び偏差値は、類似町村と比べると「人口一人一日当たりごみ総排出量」及び「最終処分減量に要する費用」は平均値よりやや劣っており、「廃棄物からの資源回収率」、「廃棄物のうち最終処分される割合」及び「人口一人当たり年間処理経費」は類似町村の平均値より劣っているという結果となったが、離島という条件により再生利用が比較的困難である状況が原因と考えられる。

また、大島町の指数値及び偏差値において、平成 29 年度及び令和 5 年度の結果を比較すると「人口一人一日当たりごみ総排出量」、「人口一人当たり年間処理経費」及び「最終処分減量に要する費用」において令和 5 年度では平成 29 年度より数値が上昇しており、改善がみられる。一方で、「廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)」及び「廃棄物のうち最終処分される割合」は、令和 5 年度は平成 29 年度より偏差値としてはほぼ変わらない結果となっている。

表 3-14 「評価支援ツール」による算出結果

| 年度                      | 標準的な指標        |    | 人口一人一日当たりごみ総排出量 | 廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) | 廃棄物のうち最終処分される割合 | 人口一人当たり年間処理経費 | 最終処分減量に要する費用 |
|-------------------------|---------------|----|-----------------|-----------------------------|-----------------|---------------|--------------|
|                         |               |    | (kg/人・日)        | (t/t)                       | (t/t)           | (円/人・年)       | (円/t)        |
| H29 年度<br>一般廃棄物処理実態調査結果 | 類似町村<br>(127) | 平均 | 0.996           | 0.188                       | 0.086           | 18,991        | 48,656       |
|                         |               | 最大 | 4.032           | 0.437                       | 0.378           | 172,178       | 462,546      |
|                         |               | 最小 | 0.545           | 0                           | 0               | 0             | 0            |
|                         | 大島町実績         |    | 1.301           | 0.069                       | 0.139           | 49,717        | 103,494      |
|                         | 指数値           |    | 69.4            | 36.7                        | 38.4            | -61.8         | -12.7        |
|                         | 偏差値           |    | 42.9            | 36.3                        | 41.0            | 37.1          | 38.8         |
| R5 年度<br>一般廃棄物処理実態調査結果  | 類似町村<br>(127) | 平均 | 0.995           | 0.206                       | 0.086           | 21,835        | 58,309       |
|                         |               | 最大 | 3.326           | 0.9                         | 0.857           | 148,061       | 327,939      |
|                         |               | 最小 | 0.604           | 0                           | 0               | 4,122         | 10,442       |
|                         | 大島町実績         |    | 1.222           | 0.027                       | 0.172           | 33,498        | 70,855       |
|                         | 指数値           |    | 77.2            | 13.1                        | 0               | 46.6          | 78.5         |
|                         | 偏差値           |    | 43.7            | 38.6                        | 40.8            | 45.0          | 47.3         |

・指数値



・偏差値

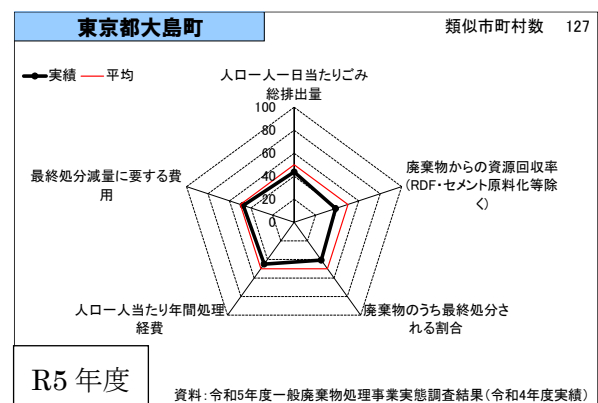
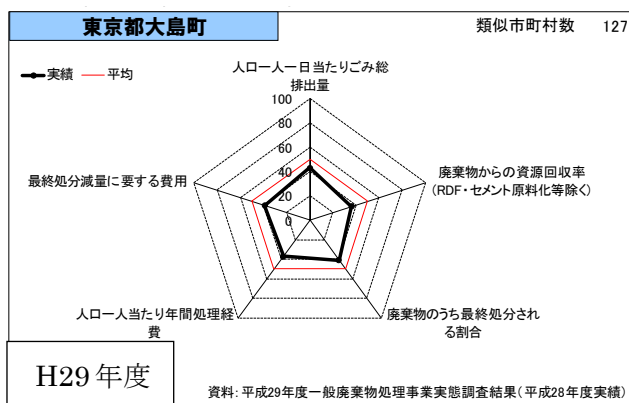
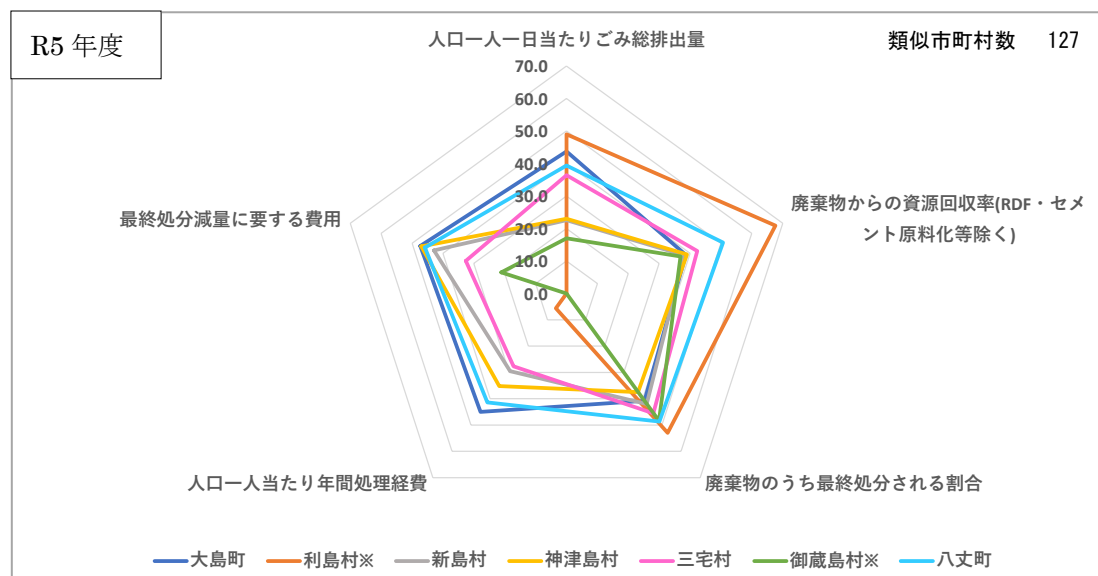


図 3-3 標準的な指数値及び偏差値によるレーダーチャート (1/2)

・偏差値（参考伊豆七島）



資料：令和 5 年度一般廃棄物処理事業実態調査結果(令和 4 年度実績)

※利島村、御蔵島村において、「人口一人当たり年間処理経費」及び「最終処分減量に要する費用」における偏差値が負の値（-9.0 及び-4.4）となったが、比較のためグラフ上は 0.0 とし表示している。

図 3-3 標準的な指数値及び偏差値によるレーダーチャート (2/2)

## 第4章 ごみ処理の課題

### 1. 収集・運搬の課題

#### (1) ごみ収集箇所

町では、ごみ収集箇所に出されたごみを収集し、運搬している。ごみ収集箇所は約1,400箇所あり、各々収集箇所にポリバケツやカラス・猫防止用の網や箱などで工夫して排出している。ごみ収集箇所は住民と位置等協議して決定し、使用する住民が管理及び清掃を行っている。

本町の収集ごみは分別数が多いことから、分別の不徹底や他地区排出によるごみ収集箇所のごみの氾濫が懸念される。

広報・啓発活動の徹底と地域住民の協力により、ごみ収集箇所の適切な維持に努めている。

#### (2) 収集・運搬

収集・運搬は、町が民間委託で行っており、今後も収集運搬業者と連絡体制を密に取りあい、ごみ収集箇所状況の把握や不適正排出に対応する。また、「委託業務仕様書」を定め、適正な処理に努め、廃棄物処理法第6条の2及び大島町廃棄物処理条例第8条の規定に基づき、生活環境の保全上支障が生じないように収集運搬するものとし、実施に当たっては、廃棄物処理法施行令第3条に定める「一般廃棄物処理基準」ほか関係法令等を順守して執り行う。

#### (3) 不法投棄、不適正排出

ごみの投げ捨てや不法投棄、ごみ収集箇所への不適正排出は、行政や地域住民間だけで解決することは困難であり、町全体の問題（観光客や事業所等を含む）として受け止めなければならない。問題を解決するためには、基本的に不適正排出者に直接訴えるのが最も有効であるが、この問題に対して、関係機関との連携や広報・啓発活動の徹底によって、住民一人ひとりのモラルの向上を図るなど、地道に対策を講じていく必要がある。

### 2. 中間処理の課題

#### (1) 排出抑制・再資源化

本町のごみ排出量は、この数年大きく変動していないが、生ごみの水切り等、ごみの減量についての住民意識や資源ごみの分別の徹底が徐々に定着してきており、引き続き、ごみの減量についての住民意識の向上に努めるほか、資源ごみの分別を徹底し、資源化を促進する。

## (2) 可燃ごみの性状

本町で排出される可燃ごみには、紙、段ボール、古着等の町外で再資源化できるものが多く含まれている。これは、町内に、紙、古着等の専ら物として引き取りする業者が町内にいないため、可燃ごみとして排出されてしまうためである。

現在、段ボールを民間企業に委託し再資源化事業を実施しているものの、直接持込みのみの受入となっている。今後の事業の拡大には、輸送コストが大きな課題である。

## (3) プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物の処理

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が令和4年4月1日に施行され、プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物においても、分別収集及び再商品化を行いプラスチック資源回収量の拡大を目指す。本町においては、粗大ごみとして排出されている製品プラスチック類について、指定法人への委託による当該廃棄物の再商品化を現在計画している。

## (4) 使用済小型電子機器等の回収

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）が平成25年4月1日から施行されている。本町においては、使用済小型電子機器等の分別作業は行わず、金属類として民間業者に引き渡し、再生利用されている。

## (5) 小型二次電池の回収

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）が平成13年4月1日から施行され、指定再資源化製品として小型充電式電池（小型二次電池）が指定されている。本町においては、住民から直接販売事業者へ回収を依頼するよう促していたが、令和6年3月より民間のリサイクル団体である一般社団法人JBRCに登録し、一定の条件を満たす小型充電式電池の拠点回収を開始、住民への周知を行っている。

# 3. 最終処分場の課題

## (1) 最終処分場の課題

現在の安定型最終処分場は、平成30年度までの使用予定の計画にて平成21年4月に使用開始したが、平成26年度からプラスチックを可燃ごみとして焼却処理したことにより、令和24年度まで使用可能年数が延命された。引き続き、ごみの排出抑制や資源化の促進により、一層のごみ減量化を図り、最終処分場の延命化に努める必要がある。

## 第5章 関連計画等の整理

### 1. 計画の性格と位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、本計画を本町における廃棄物行政の最上位計画として位置づけ、ごみの発生抑制・再使用・再生利用・適正処分を計画的かつ適正に行うための基本的な考え方を整理し、具体化する施策等を取りまとめる。

また、策定に際しては、国の指針に基づくとともに、「大島町基本構想」と整合を図りつつ、関連方針・関連計画・事業計画との調整に努めるものとする。

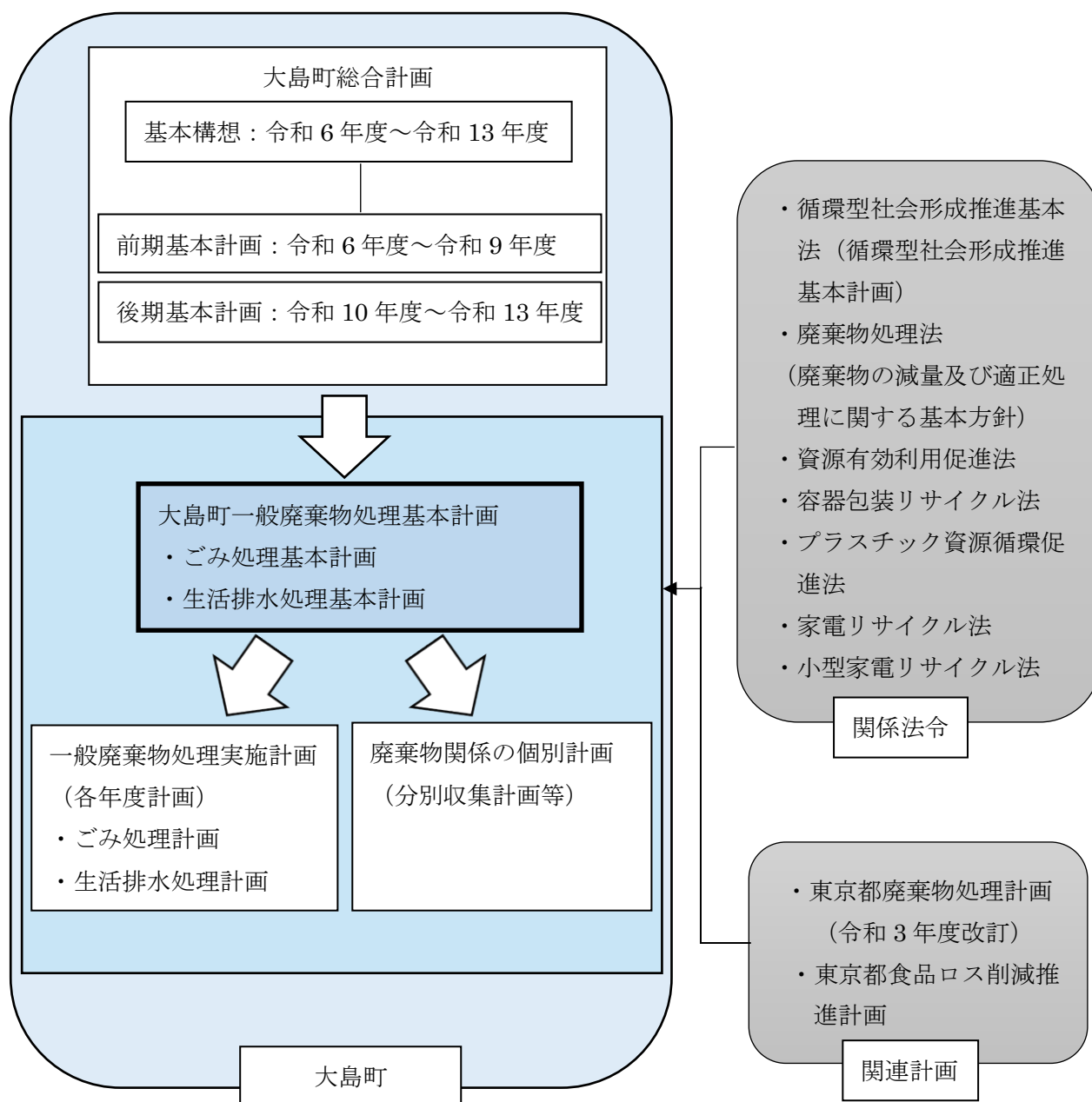


図 5-1 本計画の位置づけ

## 第6章 将来のごみ量の予測

### 1. 人口予測

将来のごみ量の予測をするにあたっては、本町の将来人口を予測する必要がある。  
本計画期間における人口予測においては、大島町人口ビジョンを参考とする。

#### 1) 大島町人口ビジョン

大島町人口ビジョンにおける、将来人口の推計について図 6-1 に示す。

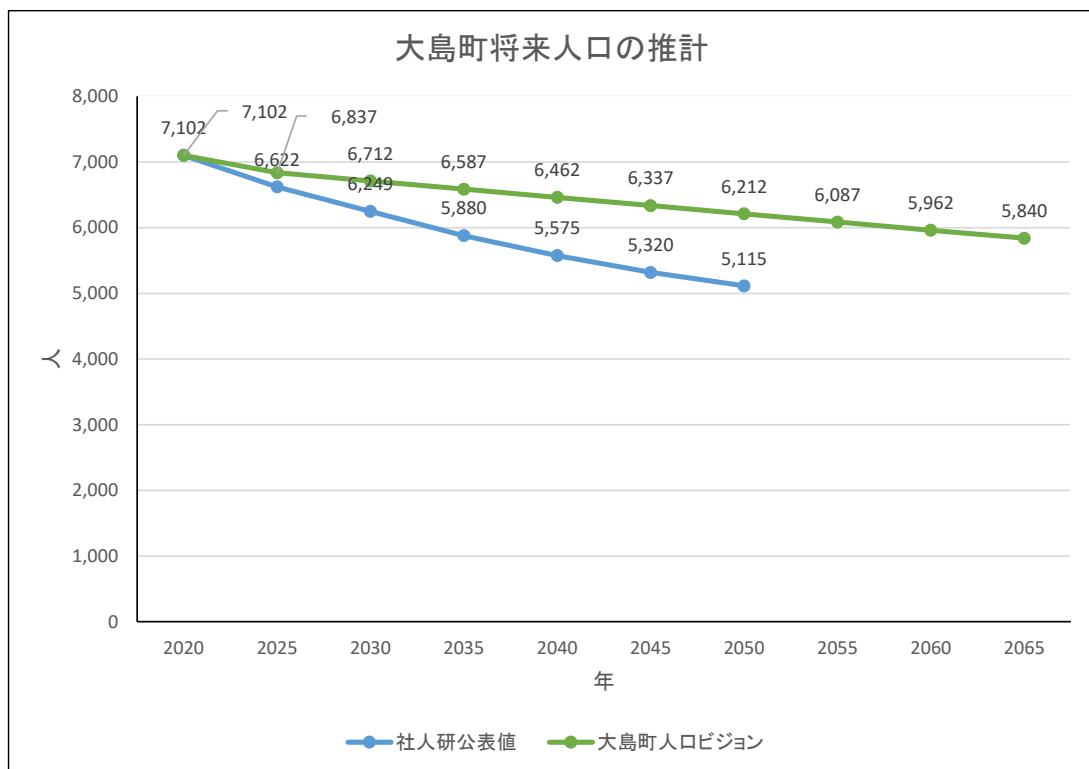


図 6-1 大島町将来人口の推計

#### 2) 本計画期間

大島町人口ビジョンにおいて本計画期間内における人口予測は、表 6-1 のとおりである。

表 6-1 将来人口の予測

| 年度   |         | 令和7年度  | 令和8年度  | 令和9年度  | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | 令和14年度 | 令和15年度 | 令和16年度 |
|------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予測人口 | 人口(人)   | 6,837  | 6,812  | 6,787  | 6,762  | 6,737  | 6,712  | 6,687  | 6,662  | 6,637  | 6,612  |
|      | 対前年度増減率 | -0.36% | -0.37% | -0.37% | -0.37% | -0.37% | -0.37% | -0.37% | -0.37% | -0.38% | -0.38% |

出典：大島町人口ビジョン「大島町将来人口の推計」

## 2. 種類別ごみ排出量の予測

将来のごみ搬出量の予測をするにあたっては、過去のごみ排出量のデータをもとに、これまでどおりの生活や事業活動を続けた場合の一般廃棄物の排出量を予測する。

具体的には、表 6-2 に示す直近2年間の各種類別のごみの搬出量の平均値に、表 6-1 の人口予測にある増減率を乗じて、各種類別のごみの排出量を算出した内容が表 6-3 となっている。

表 6-2 直近2年間のごみ排出量の平均値

(単位：t)

| 年度<br>種別  |      | 直近2年間のごみ排出量 |       | 左の平均値 |
|-----------|------|-------------|-------|-------|
|           |      | 令和4年度       | 令和5年度 |       |
| 燃えるごみ     |      | 3,156       | 2,644 | 2,900 |
| 空き缶       | スチール | 14          | 11    | 13    |
|           | アルミ  | 22          | 19    | 21    |
| ビン        |      | 123         | 121   | 122   |
| ペットボトル    |      | 46          | 51    | 49    |
| 発泡スチロール   |      | 10          | 11    | 11    |
| 有害ごみ      |      | 3           | 5     | 4     |
| 粗大ごみ      |      | 115         | 185   | 150   |
| 集団回収(アルミ) |      | 3           | 2     | 2     |
| 段ボール      |      | —           | 75    | 75    |

※集団回収は大島海洋国際高校分

※段ボールは直接持込み量

表 6-3 人口の増減率に基づく各年度のごみ排出量の予測

(単位：t)

| 年度<br>種別  |      | 令和7<br>年度 | 令和8<br>年度 | 令和9<br>年度 | 令和10<br>年度 | 令和11<br>年度 | 令和12<br>年度 | 令和13<br>年度 | 令和14<br>年度 | 令和15<br>年度 | 令和16<br>年度 |
|-----------|------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 燃えるごみ     |      | 2,889     | 2,879     | 2,868     | 2,858      | 2,847      | 2,837      | 2,826      | 2,815      | 2,805      | 2,794      |
| 空き缶       | スチール | 12        | 12        | 12        | 12         | 12         | 12         | 12         | 12         | 12         | 12         |
|           | アルミ  | 20        | 20        | 20        | 20         | 20         | 20         | 20         | 20         | 20         | 20         |
| ビン        |      | 122       | 121       | 121       | 120        | 120        | 119        | 119        | 118        | 118        | 118        |
| ペットボトル    |      | 48        | 48        | 48        | 48         | 48         | 47         | 47         | 47         | 47         | 47         |
| 発泡スチロール   |      | 10        | 10        | 10        | 10         | 10         | 10         | 10         | 10         | 10         | 10         |
| 有害ごみ      |      | 4         | 4         | 4         | 4          | 4          | 4          | 4          | 4          | 4          | 4          |
| 粗大ごみ      |      | 149       | 149       | 148       | 148        | 147        | 146        | 146        | 145        | 145        | 144        |
| 集団回収(アルミ) |      | 2         | 2         | 2         | 2          | 2          | 2          | 2          | 2          | 2          | 2          |
| 段ボール      |      | 75        | 74        | 74        | 74         | 74         | 73         | 73         | 73         | 72         | 72         |
| 合 計       |      | 3,333     | 3,321     | 3,308     | 3,296      | 3,284      | 3,272      | 3,260      | 3,248      | 3,235      | 3,223      |

※集団回収は大島海洋国際高校分

※段ボールは直接持込み量



### 3. 資源化・リサイクル率の予測

表 6-3 の各年度のごみ排出量を参考に算出した資源化量及びリサイクル率について表 6-4 に示す。

また、燃えるごみ量から推定した古紙量及び事業系段ボール量についても同様に予測した結果を表 6-5 に示す。推定の事業系段ボール量より、直接持込み量のおよそ10倍程度リサイクル可能な段ボールが存在していると見込まれる。

表 6-4 資源化量とリサイクル率の推移予測

(単位：t)

| 年度<br>種別  |      | R7    | R8    | R9    | R10   | R11   | R12   | R13   | R14   | R15   | R16   |
|-----------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 空き缶       | スチール | 12    | 12    | 12    | 12    | 12    | 12    | 12    | 12    | 12    | 12    |
|           | アルミ  | 20    | 20    | 20    | 20    | 20    | 20    | 20    | 20    | 20    | 20    |
| ペットボトル    |      | 48    | 48    | 48    | 48    | 48    | 47    | 47    | 47    | 47    | 47    |
| 発泡スチロール   |      | 10    | 10    | 10    | 10    | 10    | 10    | 10    | 10    | 10    | 10    |
| 集団回収(アルミ) |      | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     |
| 段ボール      |      | 75    | 74    | 74    | 74    | 74    | 73    | 73    | 73    | 72    | 72    |
| 資源化量      |      | 169   | 168   | 167   | 167   | 166   | 166   | 165   | 164   | 164   | 163   |
| ごみ排出量     |      | 3,333 | 3,321 | 3,308 | 3,296 | 3,284 | 3,272 | 3,260 | 3,248 | 3,235 | 3,223 |
| リサイクル率    |      | 5.1%  | 5.1%  | 5.1%  | 5.1%  | 5.1%  | 5.1%  | 5.1%  | 5.1%  | 5.1%  | 5.1%  |

※集団回収は大島海洋国際高校分

※段ボールは直接持込み量

表 6-5 燃えるごみ量より推定した古紙量及び段ボール量の推移予測

| 年度<br>種別          |             | 直近2年間のごみ排出量 |       | 左の平均値 |
|-------------------|-------------|-------------|-------|-------|
|                   |             | 令和4年度       | 令和5年度 |       |
| 燃えるごみ             |             | 3,156       | 2,644 | 2,900 |
| 古紙<br>(うち事業系段ボール) | 古紙          | 1,475       | 1,307 | 1,391 |
|                   | (うち事業系段ボール) | (853)       | (756) | (804) |

※古紙量の実績は、燃えるごみ総量に年2回の組成分析の紙類の割合を乗じ、その平均を算出した。

| 年度<br>種別          |             | R7    | R8    | R9    | R10   | R11   | R12   | R13   | R14   | R15   | R16   |
|-------------------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 燃えるごみ             |             | 2,889 | 2,879 | 2,868 | 2,858 | 2,847 | 2,837 | 2,826 | 2,815 | 2,805 | 2,794 |
| 古紙<br>(うち事業系段ボール) | 古紙          | 1,386 | 1,381 | 1,376 | 1,371 | 1,366 | 1,361 | 1,356 | 1,351 | 1,346 | 1,341 |
|                   | (うち事業系段ボール) | (801) | (798) | (795) | (793) | (790) | (787) | (784) | (781) | (778) | (775) |

※1 古紙の予測量は、他廃棄物の予測と同様に令和4・5年度の実績値平均に人口の増減率を乗じ、算出した。

※2 事業系段ボール量の予測は、“古紙量に占める段ボールの割合(57.8%)” ※3 を古紙の予測量に乘じ、算出した。

※3 参考：古紙再生促進センター「平成28年度 オフィス発生古紙実態調査報告書」

#### 4. 最終処分量の予測

表 6-6 の最終処分場に搬入した焼却残渣及び破碎残渣の直近2年間の平均量に、表 6-1 の人口予測にある増減率を乗じて、表 6-7 のとおり、最終処分場に搬入する焼却残渣及び破碎残渣を算出する。

表 6-6 最終処分場に搬入した焼却残渣及び破碎残渣の状況

| 処分場      | 種別            | 年度 | 直近2年間の残渣搬入量 |       | 左の平均値 |
|----------|---------------|----|-------------|-------|-------|
|          |               |    | 令和4年度       | 令和5年度 |       |
| 管理型最終処分場 | 焼却残渣(t)       |    | 368         | 350   | 359   |
| 安定型最終処分場 | 破碎残渣(t)       |    | 185         | 159   | 172   |
| 残渣合計(t)  |               |    | 553         | 509   | 531   |
| 安定型最終処分場 | 処分場年間使用容量(m³) |    | 474         | 348   | 411   |
|          | 処分場使用割合(%)    |    | 32.1        | 33.1  | —     |

表 6-7 最終処分場に搬入する焼却残渣及び破碎残渣の予測

| 処分場      | 種別            | 年度 | R7   | R8   | R9   | R10  | R11  | R12  | R13  | R14  | R15  | R16  |
|----------|---------------|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
|          |               |    |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 管理型最終処分場 | 焼却残渣(t)       |    | 357  | 356  | 354  | 352  | 351  | 349  | 348  | 346  | 344  | 343  |
| 安定型最終処分場 | 破碎残渣(t)       |    | 171  | 171  | 170  | 169  | 168  | 167  | 167  | 166  | 165  | 164  |
| 残渣合計(t)  |               |    | 529  | 526  | 524  | 521  | 519  | 517  | 514  | 512  | 510  | 507  |
| 安定型最終処分場 | 処分場年間使用容量(m³) |    | 409  | 408  | 406  | 404  | 402  | 400  | 398  | 397  | 395  | 393  |
|          | 処分場使用割合(%)    |    | 35.6 | 36.9 | 38.1 | 39.4 | 40.6 | 41.8 | 43.0 | 44.2 | 45.4 | 46.6 |

## 第7章 ごみ処理基本計画

### 1. 基本理念

本町では、これまで廃棄物の減量化と再資源化など環境保全に向け、住民と連携した取り組みが進められてきたものの、地域環境において通常の事業活動や日常生活から生ずる環境負荷が、今日の課題として浮き彫りになっている。人間活動による自然環境への負荷を減らし豊かなまちづくりを進めるため、また、温暖化防止などの地球環境の保全にもつながることから、ごみにおける資源やエネルギーが持続的に循環できる様々な仕組みを地域に定着させる施策を推進していく。

#### (1) ごみの発生抑制と再使用の促進

廃棄物の発生抑制は、ゼロ・ウエイト（資源の浪費、無駄をなくすという概念）と同様に3R（リデュース、リユース、リサイクル）の中でも最優先されるものである。生産段階からごみを出さないようにするとともに、不要となったものをごみとせず、再使用することによってごみを発生させないことが重要である。

特に、「プラスチック資源循環促進法」及び東京都の「食品ロス削減推進計画」（令和3年3月策定）に基づき、プラスチック製品の使用削減や食品ロスの削減に向けて重点的に取り組みを進めることとする。

#### (2) 資源化の推進やリサイクル活動等の促進

可能な限り資源として再生利用し、環境に負荷を与えないリサイクルの促進を図る。また、排出される廃棄物の分別、リサイクルルートの開発を進める。

特に、「プラスチック資源循環促進法」に基づき使用済みプラスチック製品のリサイクルの促進に向けて重点的に取り組みを進めることとする。

#### (3) 環境教育の充実

環境について、住民が関心を持ってもらえるように働きかけ、ごみの減量、リサイクルの推進、ごみ分別や環境保全の必要性などについて積極的な情報発信に努める。

#### (4) 環境にやさしいごみ処理体制の整備

ごみ処理の安全性確保と住民の信頼確保に努め、収集・運搬・中間処理・処分にあたっては、環境への負荷をできる限り少なくし、住民、関係機関と連携しながら適正処理に向けた体制を構築する。

また今後、超高齢社会の到来及び生産年齢人口の減少が予測されることから、廃棄物・リサイクルの仕組みを維持するため、ごみ排出時におけるサポート、デジタル化の促進及びアウトソーシング等による廃棄物処理の業務・処理プロセスの高度化・効率化を検討する。

## 2. 計画の目標

### (1) 本町の目標量

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月環境省告示第34号）について、廃棄物の減量化の目標量等を定めることが必要であることに鑑み、国の目標量との整合性を図りながら、本計画における町の目標値を定める。また、本町の目標値の設定にあたっては、離島かつ観光産業の割合が大きいという条件により、他の自治体と比べ再生利用が比較的困難な状況である点を考慮するものとする。

表 7-1 一般廃棄物の目標量

| 項 目                | 平成24年度<br>(基準年※) | 令和5年度<br>実績 | 令和7年度<br>(数値目標年※) |        | 令和16年度<br>(本計画目標年) |
|--------------------|------------------|-------------|-------------------|--------|--------------------|
|                    |                  |             |                   | 国減量化目標 |                    |
| 人口 (人)             | 8,343            | 6,969       | 6,837             | —      | 6,612              |
| 1人1日当たり排出量 (g/人/日) | 1,198            | 1,225       | 1,225             | 440    | 1,179              |
| 増減 (平成24年度比) (%)   | —                | 2.3%        | 2.3%              | -63%   | -1.6%              |
| ごみ排出量 (t/年)        | 3,647            | 3,124       | 3,056             | 3,063  | 2,845              |
| 増減 (平成24年度比) (%)   | —                | -14%        | -16.2%            | -16%   | -22%               |

表 7-2 再生利用率（資源回収率）の目標量

| 項 目               | 平成24年度<br>(基準年※) | 令和5年度<br>実績 | 令和9年度<br>(数値目標年※) |        | 令和16年度<br>(本計画目標年) |
|-------------------|------------------|-------------|-------------------|--------|--------------------|
|                   |                  |             |                   | 国減量化目標 |                    |
| 廃棄物からの資源回収率 (t/t) | 0.027            | 0.054       | 0.055             | 0.035  | 0.057              |
| 増減 (平成24年度比) (%)  | －                | 99%         | 103%              | 28%    | 110%               |

表 7-3 最終処分量の目標量

| 項 目                  | 平成24年度<br>(基準年※) | 令和5年度<br>実績 | 令和7年度<br>(数値目標年※) |        | 令和16年度<br>(本計画目標年) |
|----------------------|------------------|-------------|-------------------|--------|--------------------|
|                      |                  |             |                   | 国減量化目標 |                    |
| 廃棄物うち最終処分される割合 (t/t) | 0.177            | 0.163       | 0.160             | 0.122  | 0.151              |
| 増減 (平成24年度比) (%)     | －                | －8%         | －10%              | －31%   | －15%               |

※「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月環境省告示第34号、令和5年6月30日変更）一般廃棄物の減量化の目標量より

### 3. 基本方針に基づく今後の取り組み

数値目標達成に向け、町が取り組んでいく主な施策を次のとおりとする。

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の関連する目標についても踏まえながら、取り組みを検討していく必要がある。

#### 1) ごみの発生抑制と再使用の促進

ごみそのものを発生させない仕組みとしての対策を進めるには、住民の自主的な取り組みが不可欠である。発生抑制・再使用を重視したまちづくりを進めるとともに、ごみに対する関心を深めるための基本的な仕組みを構築する。

#### 【町の対応】

##### ① 町における3Rの取り組み

関係部局と連携をとりながら、自ら積極的に3R行動を実践する。

##### ② 住民への情報提供

広報おおしま、住民カレンダー、ホームページへの掲載、分別パンフレット等啓発用チラシ、イベント等の活用により、住民への情報を提供する。

#### 【住民への対応】

##### ① ごみを出さないライフスタイル

ごみを出さないライフスタイルの啓発、不要なものは買わない、使い捨て商品の購入は控え繰り返し使える商品を購入する等ごみの発生抑制を心がける啓発をする。

##### ・プラスチックごみの削減

プラスチック以外の素材を使用した代替製品、再生利用が可能な製品、再生プラスチック製品やバイオプラスチック製品の購入を心がけるとともに、コンビニのフォーク類やホテルの歯ブラシといったワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用削減を推奨する。

##### ・食品ロスの削減

冷蔵庫のストックチェックを行い必要な量だけ購入することや、食品の「賞味期限」を正しく理解し、期限が過ぎてもすぐに捨てずに食べられるかどうかの判断を行うことを心がけ、習慣として行われるように推奨する。

##### ② マイバック運動などの推進

レジ袋の削減やマイ箸による割り箸ごみの削減等、ごみの発生抑制を心がける啓発をする。

##### ③ 修理・修繕の推進

家具、電化製品等の修理・修繕などによる、再使用を推進する。

##### ④ 生ごみ減量化の推進

生ごみにしない。食材は使い切る、食べ残しはしない、ごみに出すときは水切りをするなど少しの工夫で大きな減量効果が図れるので、心がける啓発をする。また、家庭菜園等における堆肥利用を推奨する。

⑤ 不用品交換運動の推進

不用品等の再使用を促進するため、フリーマーケットの開催や情報提供を行う体制を構築する。

【事業者への対応】

① 過剰包装の抑制

ごみの排出抑制及び分別排出及び処分が円滑に実施できるように、消費実態に合わせた容器包装の簡易化や容器包装の減量・簡素化を推奨する。

② 食品廃棄物の排出抑制

一般廃棄物となる食品廃棄物を排出する食品小売業においては、消費期限前に商品棚から商品を撤去・廃棄する等の商慣行の見直しや、消費期限が近づいている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないような販売方法の実施検討について推奨する。また、外食産業においては、メニュー、盛り付けの工夫や食べ残しがなかった場合のメリットを付与する等のサービスの実施や、実際の取り組み状況の発信を行うなど、食べ残し削減への積極的な取り組みを推奨する。

2) 資源化の推進やリサイクル活動等の促進

ごみは、混ぜれば廃棄物、分別すれば資源となる。適正排出を推進し、住民のリサイクル活動の促進に向けた体制を構築する。

(1) ごみの適正排出

① 分別排出ルール の 指導・啓発

ごみの分別を徹底するため、分別パンフレットの配布、ごみ収集箇所などの実態の把握により、指導・啓発に取り組む。

② 違反ごみ等への対応

分別ルールに違反しているごみは、収集時に違反シールを貼付して注意を促す。

(2) 種類別のリサイクル推進

① 古紙類のリサイクル推進

新聞、雑誌等は、町内でリサイクルできないため、広域輸送及び処分費（有価売却）による費用対効果、焼却施設における処理の負担軽減等を総合的に検討し、町外におけるリサイクルルートを開発する。

段ボールについては、平成 30 年度に建設した大島町ストックヤードを活用し、実証試験を含め令和4年12月より直接持込みされた段ボールの再資源化に取り組んでいる。

② 生ごみのリサイクル推進

家庭から排出される生ごみの分別リサイクルは、町内における農業関連の堆肥の需要や費用対効果を踏まえ検討する。

③ 古着・古布及び使用済み食用油のリサイクル推進

古着・古布は町内でリサイクルできないため、広域輸送及び処分費（有価売却）による費用対効果、焼却施設における処理の負担軽減等を総合的に検討し、町外におけるリサイクルルートを開発する。また、同様に、使用済み食用油のリサイクルについても、推進を検討する。

#### ④ 小型電気電子機器のリサイクル推進

小型家電リサイクル法が平成25年4月1日から施行されているが、本町においては、使用済小型電子機器等の分別作業は行わず、金属類として民間業者に引き渡し、再生利用することにより、資源物の収集の拡大を図ることで、不燃・粗大ごみの排出量を抑制する。

#### ⑤ 小型二次電池の回収

資源有効利用促進法に基づき、本町においては、令和6年3月より民間のリサイクル団体である一般社団法人JBRCに登録し、一定の条件を満たす小型充電式電池の拠点回収を開始したことから、住民への周知を徹底する。

### 3) 環境教育の充実

ごみや環境について子供の頃から意識を持つこと、ごみについて実際に見たり聞いたりすることは、何より実感があり環境政策への理解と相互協力が向上する。

#### ① ごみ処理パンフレットの配布・出前講座の実施

ごみはどういう仕組みで処理されるのかを知ること、興味を持ってもらえるように、小学校・中学校などへパンフレットを配布する他、校内においてインクリサイクル等の拠点回収を行うことでリサイクルへの興味・関心を高める。

また、出前講座などを実施し、意識向上を目指す。加えて、今後の持続可能な資源利用の実現の一環として、プラスチックごみの削減や食品ロスの削減が大切な取り組みであることを伝えるため、学習の機会を提供する必要がある。

なお、本町の町立小学校では4年生時に大島町千波環境美化センター等を見学し、学習している。

### 4) 環境にやさしいごみ処理体制の整備

ごみ処理の安全性確保と住民の信頼確保に努め、収集・運搬・中間処理・処分にあたっては、地球温暖化防止にも配慮されるよう環境への負荷をできる限り少なくし、住民、関係機関と連携しながら、適正処理に向けた体制を構築する。

#### ① ごみの適正排出

分別排出ルール の指導・啓発を強化し、環境への負荷が少ない適正排出を促進する。

#### ② ごみの収集運搬計画

地域特性等を考慮した体制の適宜見直し、ごみ収集箇所の維持・管理における住民との協力と信頼関係が図られるよう努め、より効率的な収集運搬体制（戸別収集等）を検討・整備する。

#### ③ 適正処理困難物への対応

家庭から排出されるごみのうち、町では適正な処理が困難なもの（適正処理困難物）や有害なもの、危険性があるもの等は、町で収集及び処分しないごみとして、販売業者又は取扱店や専門業者に排出者自ら処分を依頼するなど適正に対応する体制を構築している。

なお、有害なもの のうち、乾電池、蛍光灯、電球、水銀体温計については処理ルートがあるので、有害ごみとして収集する。適正な処理が推進されるよう、分別パンフレッ

トやチラシ等において住民周知を進める。

④ 不法投棄防止の啓発と自然環境の保全

不法投棄やポイ捨てはなかなか無くならない。町及び関係機関（警察等）の定期的なパトロールの実施、近隣住民からの情報提供や啓発看板の設置、地域ごみ対策協議会委員・推進委員やボランティアなど地域協力を通して町全体の意識の向上を図り、住民・関係機関と連携して不法投棄の防止と自然環境の保全を推進する。

#### 4. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

ごみの分別収集は、現行の収集体制を当面継続するが、戸別収集実施、古紙、段ボール、古着等のリサイクル、生ごみの堆肥化リサイクル等を検討する。

現行収集体制については、「表 3・1 ごみの種類・分別区分及びその収集体制」のとおりである。



## 5. ごみの適正処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

### (1) 収集形態等

#### ① 一般廃棄物

ごみステーション方式による収集を当面継続するが、訪問収集事業の拡充を行い高齢者等の対策を行う。収集の回数については、当面現状と同様とする。ただし、ごみの処理方式の変更があった場合は、適宜、検討する。

ア) 燃やせるごみ : 週2回(夏季時は週3回)

イ) 燃やせないごみ(ビン・ガラス・陶器類) : 隔週1回

ウ) 資源ごみ(缶・ペットボトル・発泡スチロール・金属) : 隔週2回

エ) 有害ごみ(乾電池、蛍光管、電球、水銀体温計、廃ライター等) : 月2回

#### ② 粗大ごみ

大島リサイクルセンターへ自ら搬入することとする。当面現状と同様とする。

粗大ごみは、破碎・分別して、燃やせるごみとして扱うことができるものは焼却処理、リサイクルできるものは資源化し、残ったもの(残渣・不燃)は埋立処分する。

#### ③ 適正処理困難物等

町では適正な処理が困難なものや有害なもの(乾電池、蛍光管、電球、水銀体温計、廃ライター等以外)、危険性があるもの等は、町で収集及び処分しないごみとして、指定している。

ア) 危険性、引火性のあるもの

イ) 有害性のあるもの

ウ) 処理施設の機能を損なうおそれのあるもの

エ) その他、ア) からウ) 以外の処理が困難なもの

### (2) 収集・運搬体制

ごみ収集箇所を住民等が管理するごみステーション方式を当面継続し、環境面や衛生面に配慮しながら、業務の効率化を図り、高齢者等のために訪問収集の拡充を行う。

詳細は、第7章6.収集・運搬体制計画に示す。

### (3) 中間処理・最終処分

中間処理の工程を継続的に見直し、その中間処理後、排出される不燃ごみ等を徹底的に分別し、最終処分量の削減を進める。

## 6. 収集・運搬体制計画

### (1) 一般廃棄物

一般廃棄物の分別収集は、当面現行の収集体制を継続する。また、高齢者等のために訪問収集を拡充する。

現在の訪問収集の体制を表 7-4 に示す。

表 7-4 ごみの種類・分別区分及びその収集体制

| 種類      | 分別区分                                                    | 一般の収集体制          |                              |         | 高齢者等のための<br>訪問収集の体制 |        |         |
|---------|---------------------------------------------------------|------------------|------------------------------|---------|---------------------|--------|---------|
|         |                                                         | 排出方法             | 収集方法                         | 収集回数    | 排出方法                | 収集方法   | 収集回数    |
| 燃やせるごみ  | 紙くず、貝殻、布類、木竹類、生ごみ、プラスチック等                               | 指定袋（赤）           | ごみステーション方式<br>又は焼却施設へ自ら搬入    | 週 2～3 回 | 指定袋（赤）              | 訪問収集方式 | 週 1～2 回 |
| 燃やせないごみ | ビン、ガラス類                                                 | 指定袋（緑）           | ごみステーション方式<br>又は集積所へ自ら搬入     | 月 2～3 回 | 指定袋（緑）              | 訪問収集方式 | 月 1～2 回 |
| 資源ごみ    | 空き缶                                                     | 指定袋（緑）           | ごみステーション方式又は集積所へ自ら搬入         | 月 2～3 回 | 指定袋（緑）              | 訪問収集方式 | 月 1～2 回 |
|         | ペットボトル                                                  |                  |                              |         |                     |        |         |
|         | 発泡スチロール                                                 |                  | ごみステーション方式又は大島リサイクルセンターへ自ら搬入 |         |                     |        |         |
|         | 金属                                                      |                  |                              |         |                     |        |         |
| 有害ごみ    | 蛍光灯、電球、乾電池                                              | 指定袋（緑）           | 各出張所、家電製品販売店へ自ら搬入            | 随時      |                     |        |         |
|         | 体温計、ライター                                                |                  | 役場及び各出張所へ自ら搬入                |         |                     |        |         |
| 粗大ごみ    | 机、椅子、タンス等の木製家具、家電製品等の金属製品、布団、ソファ、絨毯等の木製以外のもの、畳、廃材、タイヤなど | 大島リサイクルセンターへ自ら搬入 |                              | 随時      |                     |        |         |

### (2) 収集対象外の廃棄物

収集対象外の廃棄物の処理は、当面現行のまま継続する。

現行の町では収集及び処分しないごみは「表 3-2 収集対象外の廃棄物の取扱い」で示すとおりである。

## 7. 中間処理計画

### (1) ごみ処理体制

当面現状と同様とするが、民間委託業者との協議の上ごみの処理方式を変更した場合は、本計画を適宜見直しする。

現行のごみ処理体制は、「図 3-1 ごみの種類・分別区分及びその収集体制」で示すとおりである。

### (2) 中間処理施設計画

#### ① 焼却処理施設

大島町千波環境美化センターの焼却施設は、平成26年4月から稼働開始し、耐用年数15年後の令和11年3月まで稼働する予定であるが、ごみの排出抑制や資源化の促進により、一層のごみ減量化を図り、施設の延命化に努めるとともに、予防的修繕を計画的に実施し適正な維持管理に努める必要がある。また、本計画期間の中間年度までには施設更新又は延命化等の整備方針について定めるとともに整備計画を策定し、順次実施していくことが必要となる。

#### ② 大島リサイクルセンター

粗大ごみ（木くず、繊維くず、プラスチック類）について、平成18年度より民間施設において処理を行っており、令和5年度より粗大ごみ（大型家電製品等）及び不燃ごみ（金属、鉄等）の処理も開始された。

処理の委託にあたり、適切な処理が実施されているか、定期的に確認する必要がある。

#### ③ 大島エコ・クリーンセンター

資源物（ビン、空き缶、ペットボトル、発泡スチロール）及び有害ごみについて、平成17年度より民間施設において処理を行っている。

処理の委託にあたり、適切な処理が実施されているか、定期的に確認する必要がある。

## 8. 最終処分計画

### (1) 最終処分に関する基本方針

① 最終処分場は、周辺環境に影響を与えることのないよう、適切な管理・運営に努める。

② ごみの排出抑制、資源化の促進、中間処理により埋立量の減量に努める。

### (2) 最終処分場計画

島嶼一組所有の管理型最終処分場は、焼却残渣を埋立処理しており、島嶼一組で浸出水処理設備の適正管理及び残余容量の定期的な測量を行っている。

本町所有の安定型最終処分場は、不燃ごみ及び粗大ごみの破碎残渣（安定型廃棄物）を直接埋め立て処分しており、適正管理及び残余容量の定期的な測量を行う。

## 9. その他ごみに関し必要な事項

### (1) 不法投棄対策

山間部等における不法投棄を未然に防ぐため、地域や警察と連携し、地域ごみ対策協議会委員・推進委員や周辺住民の協力のもと、監視体制の強化等を通して、不法投棄がされないような環境づくりを進めていく。

### (2) 災害廃棄物対策

非常災害により生じた廃棄物（災害廃棄物）は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがある。よって非常災害時における、発生した災害廃棄物に係る仮置き場の確保、分別及び処理方法、各所関係者との連携・協力体制の整備等に必要な事項を予め定め、必要に応じ見直すことが必要である。

非常災害に備えた災害廃棄物対策については、「大島町災害廃棄物処理計画」（令和3年3月策定）に定める。

## 第8章 生活排水処理基本計画

### 1. 計画策定の趣旨

大島町の生活排水の現状は、年々、合併処理浄化槽の整備が進みつつあるが、未だに汲取りや単独処理浄化槽があり生活排水は未処理のまま公共用水域等に排出されている状況であり、引き続き生活排水を適切に処理することが重要である。

本町の生活排水対策は、平成19年度に当初計画していた「大島町下水道施設整備計画」の見直しを行い、これらの実現に向けて検討を進めた結果、下水道事業については分散型の集落形態、地域の特性、実情を考慮し、合併処理浄化槽整備へ方向転換した。生活排水対策の実現に向けての将来計画として、合併処理浄化槽設置の推進を引き続き行い、設置後において適切な維持管理に努め、生活雑排水、し尿及び浄化槽汚泥の発生から最終処分に至るまでの適正な処理を推進するための基本的な方針を定める。

本町では、身近な生活環境や公共用水域の保全を図るため、浄化槽法施行に伴い合併処理浄化槽設置補助により普及を推進し、生活環境の向上が図られている。

今後とも、生活排水の衛生処理の促進を図り、快適な居住環境づくりを進めるため、「生活排水処理基本計画」を策定する。

### 2. 基本方針

①生活排水が、合併処理浄化槽により適正に処理されるよう、その普及促進に努める。

引き続き浄化槽設置整備事業による整備を進めるほか、令和3年度からは、町が事業主体となって整備を行う公共浄化槽等整備推進事業により、合併処理浄化槽の設置から維持管理までを町が行い、生活排水の適正な処理を推進する。

②し尿及び浄化槽汚泥は、大島町千波環境美化センター（汚泥再生処理施設）の適正な運転と維持管理を通して衛生的に処理する。

③町内河川等の水質保全、周辺環境へ影響を及ぼさないよう、浄化槽の適正な維持管理の徹底、生活雑排水対策など住民と一体になって展開する。

### 3. 生活排水の排出状況

本町における生活排水の排出状況については、表8-1及び図8-1で示すとおりである。

令和5年度末において計画処理区域内人口7,024人のうち、4,326人について生活排水の適正処理がなされており、汚水処理人口普及率は91.5%、生活排水処理率は61.6%に達している。

合併処理浄化槽については、浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業により処理人口の割合は増加しており、今後も整備を推進していくこととする。

表 8-1 生活排水の処理形態別人口

(単位：人)

| 項 目                     | 平成30<br>年度       | 平成31<br>年度       | 令和2<br>年度        | 令和3<br>年度        | 令和4<br>年度        | 令和5<br>年度        |
|-------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 計画処理区域内人口               | 7,500            | 7,568            | 7,417            | 7,307            | 7,170            | 7,024            |
| 水洗化人口                   | 6,614<br>(88.2%) | 6,662<br>(88.0%) | 6,594<br>(88.9%) | 6,456<br>(88.4%) | 6,532<br>(91.1%) | 6,426<br>(91.5%) |
| 生活排水処理人口                | 4,275<br>(57.0%) | 4,362<br>(57.6%) | 4,340<br>(58.5%) | 4,322<br>(59.1%) | 4,379<br>(61.1%) | 4,326<br>(61.6%) |
| コミュニティ・プラント             | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                |
| 合併処理浄化槽                 | 4,275            | 4,362            | 4,340            | 4,322            | 4,379            | 4,326            |
| 下水道                     | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                |
| 農業集落排水施設                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                |
| 生活雑排水未処理人口<br>(単独処理浄化槽) | 2,339<br>(31.2%) | 2,300<br>(30.4%) | 2,254<br>(30.4%) | 2,134<br>(29.2%) | 2,153<br>(30.0%) | 2,100<br>(29.9%) |
| 非水洗化人口                  | 886<br>(11.8%)   | 906<br>(12.0%)   | 823<br>(11.1%)   | 851<br>(11.6%)   | 638<br>(8.9%)    | 598<br>(8.5%)    |
| 計画処理区域外人口               | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                |

出典：町資料

※括弧内は計画処理区域内人口に対する割合を示す。

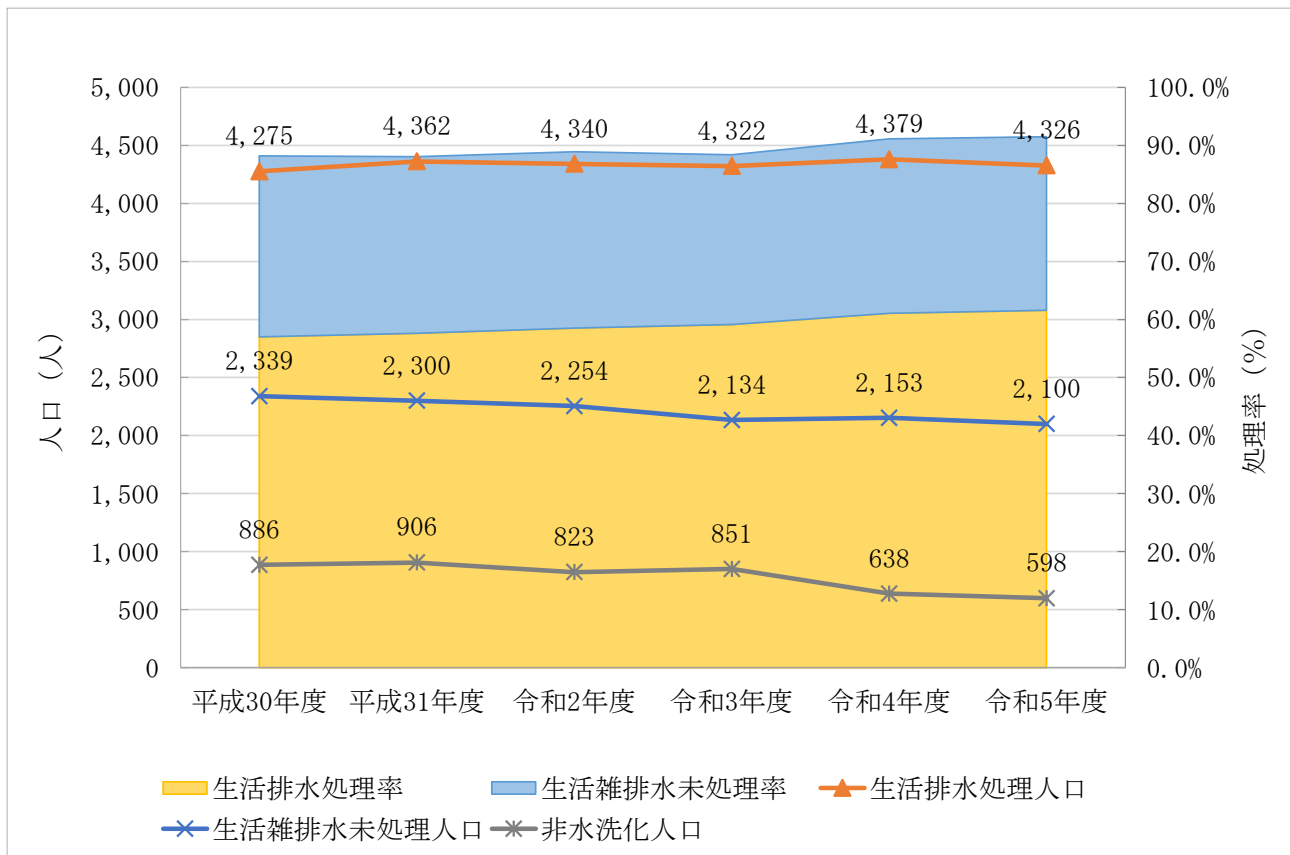


図 8-1 生活排水の処理形態別人口

#### 4. 生活排水の処理形態別人口の予測

表 8-1 をもとに推計した本計画期間内における生活排水の処理形態別人口について表 8-2 及び図 8-2 に示す。

単独処理浄化槽及び非水洗化人口については、合併処理浄化槽への切替えにより処理人口が更に減少していくことが見込まれる。

表 8-2 生活排水の処理形態別人口の推計（令和 6～16 年度）

(単位：人)

| 項 目                     | 令和6年度            | 令和7年度            | 令和8年度            | 令和9年度            | 令和10年度           | 令和11年度           | 令和12年度           | 令和13年度           | 令和14年度           | 令和15年度           | 令和16年度           |
|-------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 計画処理区域内人口               | 6,862            | 6,837            | 6,812            | 6,787            | 6,762            | 6,737            | 6,712            | 6,687            | 6,662            | 6,637            | 6,612            |
| 水洗化人口                   | 6,340<br>(92.4%) | 6,402<br>(93.6%) | 6,462<br>(94.9%) | 6,515<br>(96.0%) | 6,556<br>(97.0%) | 6,586<br>(97.8%) | 6,603<br>(98.4%) | 6,609<br>(98.8%) | 6,607<br>(99.2%) | 6,599<br>(99.4%) | 6,586<br>(99.6%) |
| 生活排水処理人口                | 4,315<br>(62.9%) | 4,389<br>(64.2%) | 4,462<br>(65.5%) | 4,531<br>(66.8%) | 4,590<br>(67.9%) | 4,643<br>(68.9%) | 4,686<br>(69.8%) | 4,721<br>(70.6%) | 4,750<br>(71.3%) | 4,774<br>(71.9%) | 4,795<br>(72.5%) |
| コミュニティ・プラント             | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                |
| 合併処理浄化槽                 | 4,315            | 4,389            | 4,462            | 4,531            | 4,590            | 4,643            | 4,686            | 4,721            | 4,750            | 4,774            | 4,795            |
| 下水道                     | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                |
| 農業集落排水施設                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                |
| 生活雑排水未処理人口<br>（単独処理浄化槽） | 2,025<br>(29.5%) | 2,013<br>(29.4%) | 2,000<br>(29.4%) | 1,984<br>(29.2%) | 1,966<br>(29.1%) | 1,943<br>(28.8%) | 1,917<br>(28.6%) | 1,888<br>(28.2%) | 1,857<br>(27.9%) | 1,825<br>(27.5%) | 1,791<br>(27.1%) |
| 非水洗化人口                  | 522<br>(7.6%)    | 435<br>(6.4%)    | 350<br>(5.1%)    | 272<br>(4.0%)    | 206<br>(3.0%)    | 151<br>(2.2%)    | 109<br>(1.6%)    | 78<br>(1.2%)     | 55<br>(0.8%)     | 38<br>(0.6%)     | 26<br>(0.4%)     |
| 計画処理区域外人口               | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                |

※推計にあたっては、実績をもとに複数の近似式より算定、原則として相関係数が最も高い式の値を採用した。  
 ※処理形態別人口は、推計結果の合計値を表 6-1 における推定人口（計画処理区域内人口）に比例配分して算出。

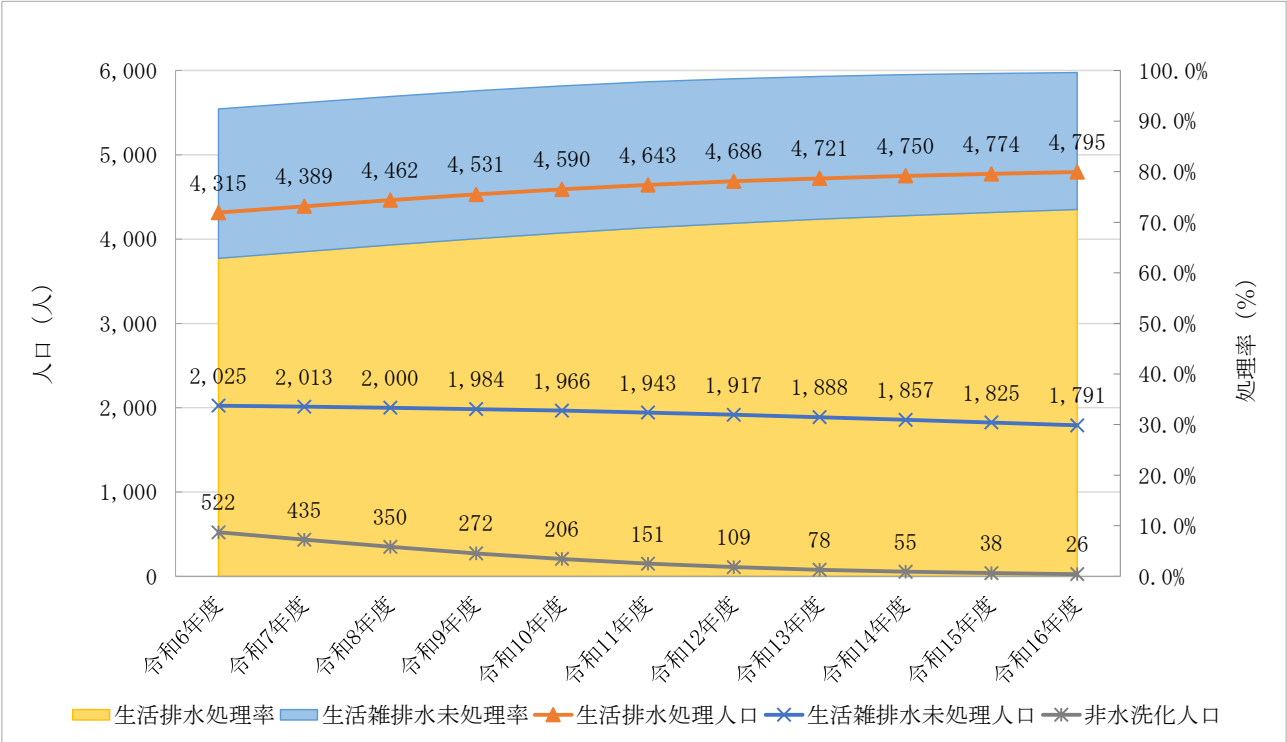


図 8-2 生活排水の処理形態別人口の推計（令和 6～16 年度）

## 5. 生活排水の処理体系及び処理主体

### (1) 処理体系

本町における生活排水の処理体系は、図 8-3 で示す。

合併処理浄化槽に接続している家屋の生活排水は、処理し放流されている。単独処理浄化槽及び汲取り便所の家屋から排出される生活雑排水は、未処理のまま放流されている。し尿及び浄化槽汚泥は、大島町千波環境美化センター（汚泥再生処理施設）で処理し、処理水を放流している。

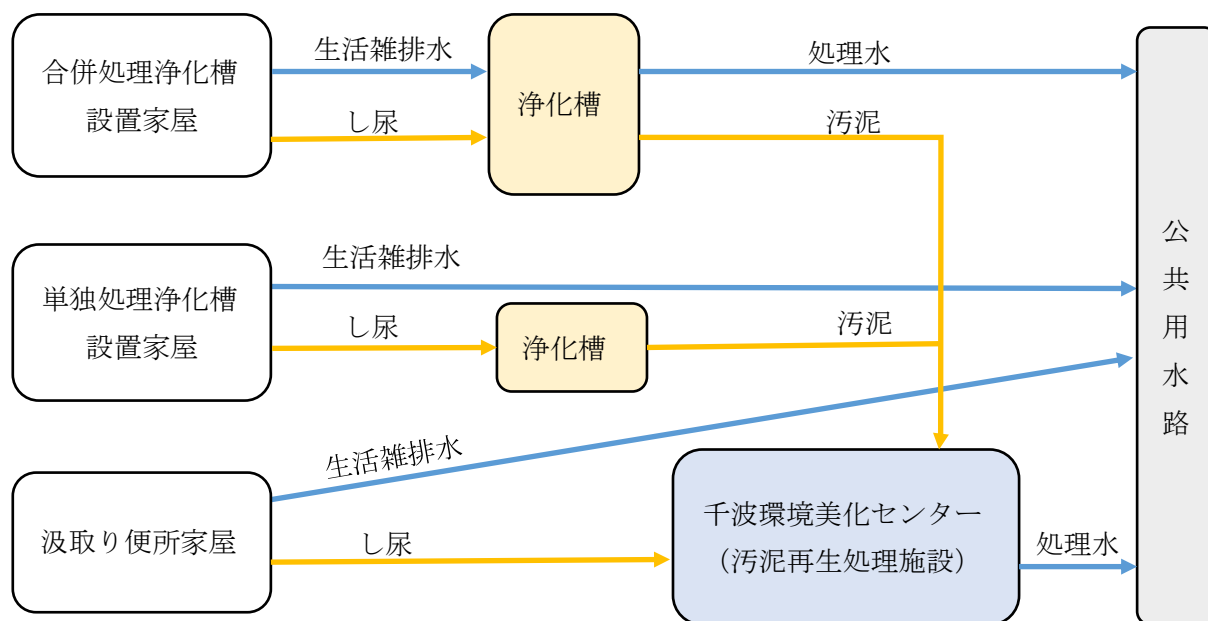


図 8-3 生活排水の処理フロー

### (2) 処理主体

本町における生活排水の処理主体は、表 8-3 で示す。

表 8-3 生活排水の処理主体

| 処理施設の種類 | 対象となる生活排水の種類 | 処理主体   |
|---------|--------------|--------|
| 合併処理浄化槽 | し尿及び生活雑排水    | 町又は個人等 |
| 単独処理浄化槽 | し尿           | 個人等    |
| し尿処理施設  | し尿及び浄化槽汚泥    | 町      |



## 6. 生活排水処理基本計画

### (1) 生活排水処理計画

#### ① 生活排水の処理目標

基本方針に掲げた理念、目標を達成するために、できるだけ多くの生活排水を合併処理浄化槽において処理することを目的として、町内各地区の実情に対応し、浄化槽設置整備事業及び新たに令和3年度から公共浄化槽等整備推進事業により整備を推進し、処理していくものとする。

目標については、本計画策定時点で設定されている令和8年度末までの目標値を示す。

#### ア 計画期間

令和7年4月1日から令和17年3月31日の10年間

#### イ 生活排水の処理目標

| 項 目     | 現 在<br>(令和5年度末) | 目 標 年 度<br>(令和8年度末) |
|---------|-----------------|---------------------|
| 生活排水処理率 | 61.6%           | 70.0%               |

#### ウ 人口の内訳

| 項 目           | 現 在<br>(令和5年度末) | 目 標 年 度<br>(令和8年度末)   |
|---------------|-----------------|-----------------------|
| 行政区域内人口       | 7,024 人         | 6,812 人 <sup>※1</sup> |
| 計画処理区域内人口     | 7,024 人         | 6,812 人               |
| 水洗化・生活雑排水処理人口 | 4,326 人         | 4,769 人 <sup>※2</sup> |

※1 表 6-2 における令和8年度推定人口

※2 ※1 に目標年度における生活排水処理率を掛けた人口

#### エ 生活排水の処理形態別内訳

| 項 目                     | 現 在<br>(令和5年度末) | 目 標 年 度<br>(令和8年度末)   |
|-------------------------|-----------------|-----------------------|
| 計画処理区域内人口               | 7,024 人         | 6,812 人 <sup>※1</sup> |
| 水洗化人口                   | 6,426 人         | 6,385 人               |
| 生活排水処理人口                | 4,326 人         | 4,769 人 <sup>※2</sup> |
| コミュニティ・プラント             | 0 人             | 0 人                   |
| 合併処理浄化槽                 | 4,326 人         | 4,769 人 <sup>※2</sup> |
| 下水道                     | 0 人             | 0 人                   |
| 農業集落排水施設                | 0 人             | 0 人                   |
| 生活雑排水未処理人口<br>(単独処理浄化槽) | 2,100 人         | 1,616 人 <sup>※3</sup> |
| 非水洗化人口                  | 598 人           | 427 人 <sup>※3</sup>   |
| 計画処理区域外人口               | 0 人             | 0 人                   |

※1 表 6-2 における令和8年度推定人口

※2 ※1 に目標年度における生活排水処理率を掛けた人口

※3 大島町生活排水処理基本計画（令和2年11月）における、目標年度の「計画処理区域内人口」に占める「生活雑排水未処理人口」及び「非水洗化人口」の割合を※1に掛けた人口

(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理の現状

① し尿及び浄化槽汚泥の処理フロー

し尿及び浄化槽汚泥の処理フローは、図 8-4 で示す。

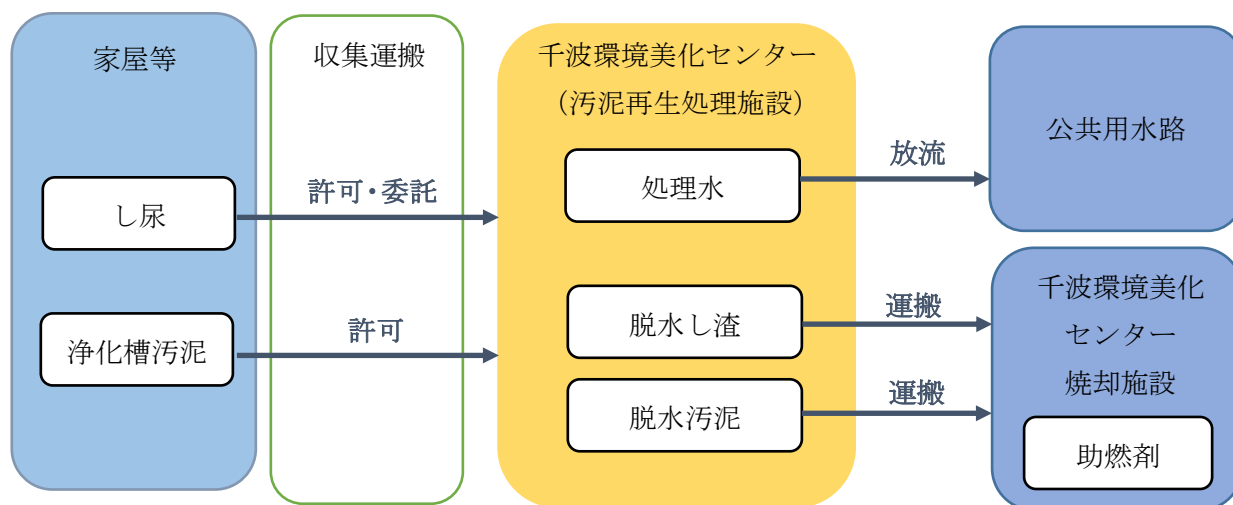


図 8-4 し尿及び浄化槽汚泥の処理フロー

② し尿浄化槽汚泥処理施設

し尿浄化槽汚泥処理施設の概要は、表 8-4 で示す。

表 8-4 し尿浄化槽汚泥処理施設の概要

|       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 名称    | 大島町千波環境美化センター（汚泥再生処理施設）       |
| 処分主体  | 大島町                           |
| 処理対象物 | し尿、浄化槽汚泥、生ごみ                  |
| 所在    | 大島町野増字上センバ412                 |
| 竣工    | 平成26年3月                       |
| 施設人員  | 3名                            |
| 敷地面積  | 約16,000m <sup>2</sup>         |
| 建築面積  | 約820m <sup>2</sup>            |
| 処理能力  | 36kL/日（し尿及び浄化槽汚泥）、30kg/日（生ごみ） |
| 処理方式  | 浄化槽汚泥対応型高負荷膜分離処理方式            |
| 使用開始  | 平成26年4月1日                     |
| 備考    | 耐用年数20年                       |

### (3) し尿・汚泥の処理計画

#### ① し尿・汚泥の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、町内の許可業者及び委託業者が行っており、浄化槽清掃業と合わせて実施する。

処理については、大島町千波環境美化センター（汚泥再生処理施設）において、適正に処理しており、今後とも適正な処理を進める。

#### ② し尿浄化槽汚泥処理施設の現状と今後の計画

大島町千波環境美化センター（汚泥再生処理施設）は、平成26年4月から稼動開始し、耐用年数20年後の令和16年3月まで稼動する予定である。施設の適切丁寧な維持管理により施設の延命化に努めるとともに、本計画期間の中間年度までに施設更新又は延命化等の整備方針について定める必要がある。

#### ③ し尿・汚泥の排出状況

し尿・汚泥の排出状況について表 8-5 に示し、各年度における排出量及び処理形態別人口より算出した排出量の原単位について表 8-6 に示す。

目標については、本計画策定時点で設定されている令和 8 年度末までの目標値を示す。

表 8-5 し尿・汚泥の排出状況

(単位：kL/年)

|               | 平成30<br>年度 | 平成31<br>年度 | 令和2<br>年度 | 令和3<br>年度 | 令和4<br>年度 | 令和5<br>年度 | 目標年度<br>(令和8年度末) |
|---------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------------|
| 汲取りし尿         | 990        | 955        | 859       | 996       | 1,013     | 815       | 614              |
| 単独処理<br>浄化槽汚泥 | 3,308      | 3,162      | 2,770     | 2,792     | 2,776     | 2,617     | 2,221            |
| 合併処理<br>浄化槽汚泥 | 4,864      | 4,498      | 4,747     | 4,793     | 4,810     | 5,063     | 4,918            |
| 合計            | 9,163      | 8,615      | 8,376     | 8,581     | 8,599     | 8,495     | 7,753            |

※表中の目標年度（令和 8 年度末）の数値については、大島町生活排水処理基本計画（令和 2 年 11 月）における目標年度の数値に対して、計画策定時と最新の人口ビジョンの推定人口をもとに以下補正を行った。

各排出量＝「大島町生活排水処理基本計画（令和 2 年 11 月）の排出目標値」×6,812(人)<sup>※1</sup>÷7,395(人)<sup>※2</sup>

※1 最新人口ビジョン令和8年推定人口

※2 大島町生活排水処理基本計画（令和2年11月）策定時令和8年度末推定人口

表 8-6 排出量原単位

(単位：L/人・日)

|           | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 汲取りし尿     | 3.06   | 2.88   | 2.86  | 3.21  | 4.35  | 3.72  |
| 単独処理浄化槽汚泥 | 3.88   | 3.76   | 3.37  | 3.58  | 3.53  | 3.40  |
| 合併処理浄化槽汚泥 | 3.12   | 2.82   | 3.00  | 3.04  | 3.01  | 3.20  |

※原単位（L/人・日）：排出量（kL）÷処理形態別人口（人、表 8-1 参照）÷365日（平成31年度及び令和5年度はうるう日を含むため366日）×1000

#### ④し尿・汚泥の排出の予測

表 8-6 をもとに推計した本計画期間内における排出量の原単位について、表 8-7 に示す。

また、表 8-7 の原単位の予測より、各年度の日数及び表 8-2 に示す処理形態別人口の推計値を掛け、各排出量について推計した。排出量の推計結果について、表 8-8 に示す。

表 8-7 排出量原単位の予測（令和 6～16 年度）

（単位：L/人・日）

| 排出量原単位<br>(L/人・日) | 令和6<br>年度 | 令和7<br>年度 | 令和8<br>年度 | 令和9<br>年度 | 令和10<br>年度 | 令和11<br>年度 | 令和12<br>年度 | 令和13<br>年度 | 令和14<br>年度 | 令和15<br>年度 | 令和16<br>年度 |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 汲取りし尿             | 4.15      | 4.29      | 4.39      | 4.48      | 4.55       | 4.60       | 4.64       | 4.68       | 4.70       | 4.72       | 4.74       |
| 単独処理<br>浄化槽汚泥     | 3.45      | 3.44      | 3.43      | 3.42      | 3.42       | 3.42       | 3.41       | 3.41       | 3.41       | 3.40       | 3.40       |
| 合併処理<br>浄化槽汚泥     | 3.13      | 3.16      | 3.19      | 3.22      | 3.26       | 3.29       | 3.32       | 3.35       | 3.38       | 3.42       | 3.45       |

※推計にあたっては、実績をもとに複数の近似式より算定、原則として相関係数が最も高い式の値を採用した。

表 8-8 し尿・汚泥の排出量の予測（令和 6～16 年度）

（単位：kL/年）

|               | 令和6<br>年度 | 令和7<br>年度 | 令和8<br>年度 | 令和9<br>年度 | 令和10<br>年度 | 令和11<br>年度 | 令和12<br>年度 | 令和13<br>年度 | 令和14<br>年度 | 令和15<br>年度 | 令和16<br>年度 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 汲取りし尿         | 791       | 681       | 561       | 446       | 342        | 254        | 185        | 134        | 94         | 65         | 45         |
| 単独処理<br>浄化槽汚泥 | 2,550     | 2,528     | 2,504     | 2,483     | 2,454      | 2,425      | 2,386      | 2,356      | 2,311      | 2,265      | 2,223      |
| 合併処理<br>浄化槽汚泥 | 4,930     | 5,062     | 5,195     | 5,340     | 5,462      | 5,576      | 5,678      | 5,788      | 5,860      | 5,959      | 6,038      |
| 合計            | 8,270     | 8,271     | 8,260     | 8,269     | 8,258      | 8,255      | 8,249      | 8,278      | 8,266      | 8,290      | 8,306      |

※排出量（kL/年）：原単位（L/人・日）×処理形態別人口（人）×365日（令和9年度及び令和13年度はうるう日を含むため366日）÷1000

#### (4) その他

本町では、公共用水域の水質保全及び浄化槽の適正な維持管理等を推進するため、住民に対する啓発活動として、単独浄化槽等から合併処理浄化槽への転換の推進、浄化槽の定期的な保守点検や清掃等、浄化槽の適切な維持管理の周知、徹底及び炊事や洗濯等による生活雑排水の排出削減等を広報誌への掲載などを通じて、その徹底や啓発活動に努める。